

### 第3節 構成要素ごとの現状と課題

特別名勝温泉岳の構成要素別の現状と課題を表5-3-1にまとめた。

表5-3-1

	構成要素	現状と課題	
本質的価値Ⅰ	<b>(1) 火山活動により形成された自然景観</b>		
	・平成新山（国天然記念物）	溶岩ドームが手つかずのまま残る。警戒区域として一般の立入りが禁止されている。	
	・九千部岳	地形・地質・植生が良好に残り、登山道が整備されている。	
	・国見岳	地形・地質・植生が良好に残り、登山道が整備されている。	
	・妙見岳	地形・地質、植生が良好に残る。来訪者用の歩道や手すり、サインが充実しており、仁田峠から山頂までのロープウェイも整備されている。	
	・普賢岳	地形・地質、植生が良好に残り、登山道が整備されている。	
	・野岳	地形・地質、植生が良好に残り、登山道が整備されている。	
	・矢岳	地形・地質、植生が良好に残り、園地として整備されている。	
	・綱笠山	地形・地質、植生が良好に残り、登山道が整備されている。	
	・高岩山	地形・地質、植生が良好に残り、登山道が整備されている。	
	・雲仙地獄	地形・地質や独特の植生が良好に残り、歩道が整備されている。	
	・旧八万地獄（月面地獄）	地形・地質、植生が良好に残り、歩道が整備されている。	
	<b>(2) 雲仙にみられる特有・特異な植生</b>		
	・普賢岳紅葉樹林（国天然記念物）	極力人為的な手を加えず、自然の遷移に任せている。観光スポットとして歩道や解説板が整備されている。	
	・野岳イヌツゲ群落（国天然記念物）	極力人為的な手を加えず、自然の遷移に任せている。山頂付近にある鉄塔の維持管理のために、小道を小型車両が通行する。	
	・池の原ミヤマキリシマ群落（国天然記念物）	下草刈りなど人為的な関与により群落が維持されている。観賞用の歩道があるほか、近隣に駐車場・トイレが整備されている。	
	・地獄地帯シロドウダン群落（国天然記念物）	極力人為的な手を加えず、自然の遷移に任せている。噴気と群落の位置関係が分かる箇所が私有地であり、通常非公開となっている。	
	・原生沼沼野植物群落（国天然記念物）	自然の遷移に任せているが、山側からの土砂の堆積により、植生の変化が懸念される。歩道や案内板が整備されている。	
	<b>(3) 良好な眺望地点</b>		
	・妙見岳展望所	登山者用の歩道やロープウェイが整備されており、解説板も整備されている。	
	・仁田峠	車で来訪ができる視点場として、仁田峠循環道路や駐車場が整備されている。	
	・矢岳展望デッキ	来訪者用の園地が整備されている。	
	・綱笠山	温泉街を見下ろす近代以降の視点場であるが、樹木の繁茂により視界が遮られることが懸念される。	
	本質的価値Ⅱ	<b>(1) 古代～近代の歴史的景観</b>	
		①古代から続く修験道の遺構群	
・満明寺		社殿は最近新築されている。本尊の釈迦大仏も新しい。	
・温泉神社（四面宮）		鳥居や拝殿、社殿が良好に残る。	
・鬼石		歩道近くに位置し、サインや解説板が整備されている。	
・大黒天磨崖仏		山林に位置し、サインや解説板が整備されている。	
・一切経の滝		小河川の上流に位置し、歩道が整備されている。	
・片足鳥居		国道沿いに位置する。	
②近代以降の避暑地の面影を残す遺構群			
・テニスコート		テニスコートとして利用されている。	
・ゴルフグラウンド		民間のゴルフ場として利用されている。	
・雲仙観光ホテル（国登録有形文化財）		ホテルとして利用されている。	
<b>(2) 独特の生業景観</b>			
①近世に開発された溜池			
・諏訪池		溜池としての機能が維持されている。環境省のビジターセンターが設置されており、ジオラマを用いた、自然や歴史についての詳細な解説がある。	
・白雲池	来訪者用のキャンプ場として整備されており、解説板も設置されている。		
②近世以降放牧地として利用された草原			
・田代原	ウシの放牧場が維持され、来訪者用のキャンプ場が整備されている。		
本質的価値Ⅲ	・雲仙温泉 ・古湯温泉街 ・小地獄温泉 ・新湯 ・北の風穴 ・西の風穴	入浴施設および宿泊施設が集中する。来訪者の多くが訪れる。  登山道沿いに位置する。	
	・温泉山石書法華塔碑銘 ・木花開耶姫神社 ・知恩堂 ・七日廻りの石	修験道関係の遺構と考えられるが、十分な調査がされておらず、価値が明らかになっていない。	
理解に資する価値の要素	・満明寺文書 ・加藤家文書 ・近現代の古写真等	十分な調査がされておらず、価値が明らかになっていない。	

## 第6章 大綱・基本方針

### 第1節 大綱

特別名勝温泉岳は、地形・植生や展望地点が生み出す自然景観としての価値と、修験道の聖地、湯治場、避暑地と様々な歴史的側面を持つ人文景観としての価値がある。温泉岳の保護には、自然的価値、人文的価値が一体となった景観を適切に保存し継承することが必要である。

#### 1. 自然景観の保存活用

自然景観は現状維持を基本とする。

地形・地質に関する要素および植生については、名勝としての価値の根幹であり、改変を認めず原則として現状維持に努める。また、二次林においては、林業等による軽微な改変（間伐・除伐・植林）は妨げないが、山林としての適正な管理によって恒常的な景観の維持に努める。展望地点からの眺望を確保するために行う樹木の剪定・伐採は、必要最小限の範囲に限って認める。

#### 2. 人文景観の保存活用

人文景観を構成する要素については、修復整備によって良好な状態を維持する。建造物、石造物、工作物等は、修験道の聖地、湯治場、避暑地と様々な歴史的背景を有する要素であることから、原則として建替え、移築・移設、解体撤去は行わず、維持管理により後世に継承する。

#### 3. 活用に向けた整備

活用に向けた整備は、名勝としての本質的価値を損なわない方法・手段を前提とし、景観への配慮を図る。登山道や歩道の維持管理を適切に行い、来訪者の安全を確保するとともに、案内板、解説板等の解説サインの充実を図り、価値を理解できる環境を維持する。

## 第2節 基本方針

### 1. 保存管理

- ①独特の地形・地質と四季折々の植物が織りなす山岳景観や、視点場（展望地点）からの眺望により構成される自然景観と、信仰の山、湯治場、避暑地、里山として利用されてきた人文景観が一体となった景観を保存し、良好な状態を保ちながら後世に継承する。
- ②これを実現するために、名勝を構成する諸要素の現状を変更、またはその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合は、文化財関係法規やこれらと緊密な関連のもとに定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。
- ③国立公園や国有地の関係機関と連携し、関係法規や諸計画との調整を図る。

### 2. 活用

- ①温泉岳の保全策や多様な価値を追求するため、継続的な調査を推進する。
- ②生涯学習・地域学習・学校教育の場として、あるいは健康増進の場として活用を促進する。
- ③島原半島一帯の関連文化財や観光地との連携を図り、広報・啓発に努める。
- ④多様な広報媒体を用いて、特別名勝としての価値を発信する。

### 3. 整備

- ①文化財の保存に関わるものや、適切な活用促進に関わるものを対象とする。
- ②名勝としての価値を損なわない方法・手段を前提とし、景観への配慮を念頭に置いて計画的に実施する。
- ③特別名勝の価値の解説を充実させ、来訪者が価値を理解できる環境を整える。

### 4. 運営・体制

- ①温泉岳の保存管理、活用、整備に向けて、行政機関の各担当課（国立公園、国有林、文化財、土木、観光等）、地域住民、保存活用に取り組む各種団体との情報共有や連携を図る。

## 第7章 保存管理

### 第1節 保存管理の方向性

特別名勝温泉岳の本質的価値は、起伏に富んだ火山地形とそれに適応した独特の植生からなる自然的諸要素と、火山との長い共生の中で育まれた生業・信仰等により形成された人文的諸要素から構成される。そのため、特別名勝温泉岳の景観について、2つの要素が一体であることを前提とした保存管理に取り組む。

自然的諸要素は現状維持を基本とし、自然環境や景観に影響を及ぼす行為は原則として認めない。人文的諸要素については、適切な維持管理および修復整備による現状維持を原則とする。

### 第2節 保存管理の方法

#### 1. 自然的諸要素の保存管理

自然的諸要素は地形・地質と植生より構成されるため、現状維持を基本とする。植生については、その特性に応じて、自然の遷移に任せる箇所と、人為的な手を加えて維持管理を行う箇所の明確化を図る。本質的価値の保存継承、来訪者や住民の安全確保を目的とした行為、文化財として適切な活用を目的とした行為、国有林の維持管理を目的とした行為以外で、自然環境や景観に影響を及ぼす行為は、原則として認めない。

溶岩円頂丘の崩壊や大雨による土石流の発生など、自然災害のリスクについては、地域住民および来訪者の安全確保を最優先とするが、ボーリング調査やモニタリングなど情報収集に努め、最適な対策を講じる。また、湿原の埋没など、自然環境の変化により文化財としての価値が損なわれる可能性があるものについては、継続的なモニタリングを行い、文化財としての価値の保護に向けた対策を慎重に検討する。

#### 2. 人文的諸要素の保存管理

人文的諸要素は、修験道の霊山として信仰の対象となった神社仏閣や各種伝承が残る石造物、湯治場や避暑地の面影を残す建造物やレジャー施設、灌漑や開墾、放牧等の生業を物語る溜池、草原等で構成される。いずれも現状維持を基本とするが、経年劣化に対する修復は不可欠であり、周辺の景観に配慮しながら本来の機能を維持するよう努め、本質的価値をき損しない範囲で実施する。

本質的価値に直接関係しない宿泊施設等の建造物、工作物については、建替え、解体撤去、改修は認めるが、景観に配慮した外観によるものとし、景観の保全に努める。

### 3. 地区区分と保存管理の方針

特別名勝温泉岳の指定範囲をA～Dの4地区に区分し、地区別に保存管理方針を提示する。A～C地区は、雲仙天草国立公園雲仙地域の特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域に対応し、D地区は第1種特別地域、第2種特別地域および、普通地域の一部に該当する。(表7-2-1、図7-2-1)。

表7-2-1 特別名勝温泉岳指定範囲地区区分

地区	概要	主な文化財（天然記念物）	保存管理方針	国立公園地区区分
A	普賢岳とその外輪山をなす妙見岳、国見岳、野岳からなる地域。溶岩ドームや典型的な溶岩円頂丘及び自然林が残る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普賢岳紅葉樹林</li> <li>・野岳イヌツゲ群落</li> <li>・平成新山</li> </ul>	厳密な保護を図る。 植生は自然の遷移に任せることを基本とする。 自然災害が懸念される地点の調査やモニタリング等は認める。	特別保護地区
B	九千部岳の北東斜面、矢岳、絹笠山、雲仙地獄からなる地域。落葉樹林や硫気孔周辺の自然林が残る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地獄地帯シロドウダン群落</li> </ul>	現状維持を図る。 文化財として適切な活用を目的とした行為、来訪者の安全確保を目的とした行為、国有林の維持管理を目的とした行為以外は原則認めない。	第1種特別地域
C	鳥甲山、九千部岳から田代原に連なる緩斜面および平坦地、妙見岳西山腹斜面、野岳山腹、高岩山山腹緩斜面からなる地域。湿原や貯水池が残る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生沼沼野植物群落</li> <li>・池の原ミヤマキリシマ群落</li> </ul>	現状維持を基本とする。 植生維持のための下草刈りや湿原のモニタリングは認める。	第2種特別地域
D	舞岳と高岳の山腹にあたり、雲仙温泉街、小地獄、札の原などの集落、耕作地を含む。	—	現状維持を基本とする。 経年劣化による建造物の修理・改築・新築は、本来の機能を維持し、景観に配慮するよう努める。	第1種特別地域 第2種特別地域 普通地域

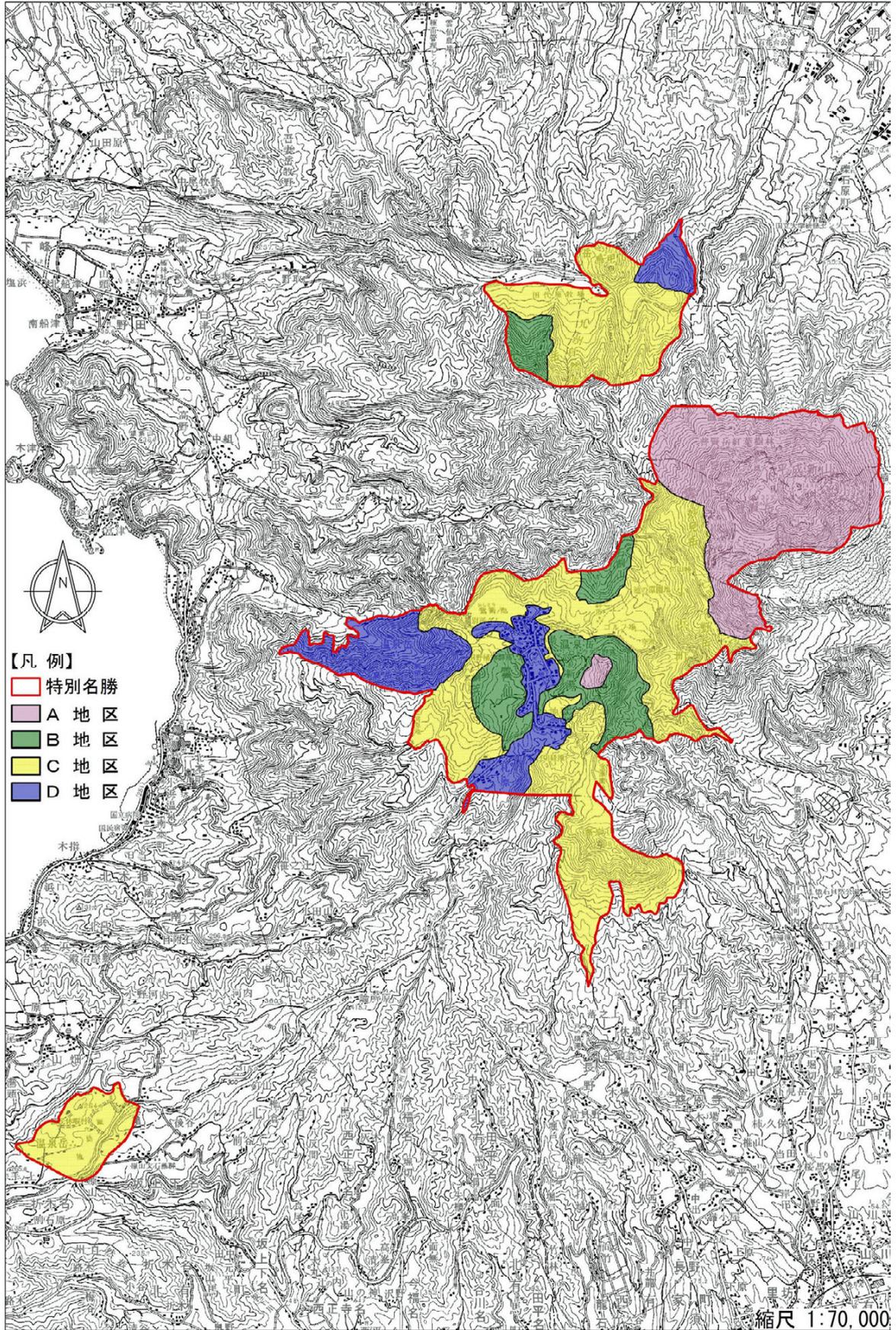


图 7-2-1 特別名勝温泉岳指定範圍图

### 第3節 構成要素ごとの保存管理の方法

本質的価値を構成する諸要素ごとの保存管理の方法について表7-3-1に示す。

表7-3-1

	構成要素	地区区分	保存管理の方法
本質的価値I	<b>(1) 火山活動により形成された自然景観</b>		
	・平成新山（国天然記念物）	A	安全が確認されるまで一般の立入りを禁止し、モニタリングを継続的に実施する。
	・九千部岳	B	地形・地質、植生を現状のまま維持する。
	・国見岳	A	地形・地質、植生を現状のまま維持する。
	・妙見岳	A	地形・地質、植生を現状のまま維持する。
	・普賢岳	A	地形・地質、植生を現状のまま維持する。
	・野岳	A	地形・地質、植生を現状のまま維持する。
	・矢岳	B	地形・地質、植生を現状のまま維持する。
	・絹笠山	B	地形・地質、植生を維持するが、山頂からの眺望が遮られている場合は必要最小限の剪定・伐採を行って眺望を確保する。
	・高岩山	C	地形・地質、植生を現状のまま維持する。
	・雲仙地獄	B	地形・地質、植生を現状のまま維持する。
	・旧八万地獄（月面地獄）	D	地形・地質、植生を現状のまま維持する。
	<b>(2) 雲仙にみられる特有・特異な植生</b>		
	・普賢岳紅葉樹林（国天然記念物）	A	基本的に自然の遷移に任せる。モニタリングを継続的に実施する。
	・野岳イヌツゲ群落（国天然記念物）	A	基本的に自然の遷移に任せる。モニタリングを継続的に実施する。
	・池の原ミヤマキリシマ群落（国天然記念物）	C	下草刈りを行って維持管理する。モニタリングを継続的に実施する。
	・地獄地帯シロドウダン群落（国天然記念物）	B	基本的に自然の遷移に任せる。モニタリングを継続的に実施する。
	・原生沼沼野植物群落（国天然記念物）	C	土砂の堆積状況や植生の変化を継続的にモニタリングし、対応策を検討する。
	<b>(3) 良好な眺望地点</b>		
・妙見岳展望所	C	良好な眺望を維持する。	
・仁田峠	C	良好な眺望を維持する。	
・矢岳展望デッキ	B	良好な眺望を維持する。	
・絹笠山	B	良好な眺望を維持する。	
本質的価値II	<b>(1) 古代～近代の歴史的景観</b>		
	<b>① 古代から続く修験道の遺構群</b>		
	・満明寺	D	現状維持を基本とする。ただし、価値を維持するための取り組みは妨げない。
	・温泉神社（四面宮）	D	現状維持を基本とする。ただし、価値を維持するための取り組みは妨げない。
	・鬼石	D	現状維持を基本とする。ただし、価値を維持するための取り組みは妨げない。
	・大黒天磨崖仏	D	現状維持を基本とする。ただし、価値を維持するための取り組みは妨げない。
	・一切経の滝	D	現状維持を基本とする。ただし、価値を維持するための取り組みは妨げない。
	・片足鳥居	D	現状維持を基本とする。ただし、価値を維持するための取り組みは妨げない。
	<b>② 近代以降の避暑地の面影を残す遺構群</b>		
	・テニスコート	D	現状維持を基本とする。ただし、価値を維持するための取り組みは妨げない。
	・ゴルフグラウンド	C	現状維持を基本とする。ただし、価値を維持するための取り組みは妨げない。
	・雲仙観光ホテル（国登録有形文化財）	D	現状維持を基本とする。ただし、価値を維持するための取り組みは妨げない。
	<b>(2) 独特の生業景観</b>		
	<b>① 近世に開発された溜池</b>		
	・諏訪池	C	溜池としての機能を維持する。
	・白雲池	B	溜池としての機能を維持する。
	<b>② 近世以降放牧地として利用された草原</b>		
	・田代原	C	放牧場としての機能を維持する。
	本質的価値に準じる要素	・雲仙温泉 ・古湯温泉街 ・小地獄温泉 ・新湯	D
・北の風穴 ・西の風穴		A	地形・地質を現状のまま維持する。
理解本質的価値に資する要素	・温泉山石書法華塔碑銘 ・木花開耶姫神社 ・知恩堂 ・七日廻りの石	D	周辺の自然環境を含めて現状のまま維持する。
	・満明寺文書 ・加藤家文書 ・近現代の古写真等	—	必要に応じて調査を実施する。

## 第4節 現状変更の取扱い

### 1. 現状変更の取扱い

特別名勝温泉岳の本質的価値を構成する諸要素の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う場合は、関連法規・条例をもとに適正に運用・実施する。

文化財保護法第125条によれば、現状変更等を行う場合は文化庁長官の許可を受ける必要がある。ただし、「維持の措置の範囲」は文化庁長官の許可は不要であり、維持の措置の範囲の具体については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条に規定されている。

### 2. 現状変更等の取扱い共通指針

(1) 現状変更等については、特別名勝の本質的価値を構成する諸要素の適切な保存と活用を目的とするもの以外は原則として認めない。

#### 【適切な保存を目的とした現状変更等】

- ・本質的価値の復旧、修復整備。
- ・自然災害を防止するための工作物整備。
- ・き損、滅失を防止するための一時的措置（一時移設等）。
- ・上記行為に先立って実施する調査等。

#### 【適切な活用を目的とした現状変更等】

- ・眺望を阻害する要素（眺望阻害樹木等）の除去。
- ・来訪者（見学者・旅行者・登山者等）の安全確保に必要な整備。
- ・活用に必要な最小限の社会基盤整備（道路の改良など）。

(2) 自然公園法、森林法、都市計画法など、関連する各法令との調整を図る。

(3) 建造物・工作物の仕様（高さ、色調、屋根勾配、材質等）については、国立公園の取扱いに準じて保護を図る。

(4) いかなる現状変更等も特別名勝温泉岳の価値に配慮して必要最小限の規模になるよう努める。

(5) 関係者の所有権、鉱業権、その他財産権に関するものは、関係者との調整を図る。

(6) 公共施設については、関係機関と別途協議する。

(7) 学術目的の試料採取等については、環境へ十分配慮した計画になっているか調査内容を確認したうえで、必要最小限に限って認める。

(8) 保存活用計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ、個別に判断する。

## 第5節 維持管理の取扱い

### 1. 地形の取扱い

非常災害時の一時的応急措置は、維持管理として対応する。

- ・崩落した土砂、落石等の撤去。
- ・被災箇所の応急措置（土のう等の設置）。

### 2. 植生の管理

以下の行為については維持管理として対応する。

- ・倒木またはその危険性のある樹木の除去。
- ・自生しない樹種（外来種・園芸種等）で、植生を大きく改変する可能性のあるものの除去。
- ・病虫害防止のための措置。
- ・植生維持、景観維持を目的とした日常的な除草や草木の管理。
- ・安全管理のための樹木の剪定、枯損木の伐採、枯枝の除去。

### 3. 建造物・工作物の管理

災害復旧や老朽化によりき損が生じた建造物・工作物等に関する以下の行為は、維持管理で対応する。

- ・部分的な部材・部品の交換。
- ・塗装の塗替え等の更新作業のうち、外観、形態、意匠に大幅な変更を伴わないもの。

### 4. 清掃管理

日常的な清掃活動は維持管理で対応する。

### 5. 危機管理

以下の注意喚起に関する構造物の設置は、維持管理で対応する。

- ・来訪者（見学者・旅行者・登山者）の安全に悪影響を及ぼす有害な動植物への対処を目的とした注意喚起。
- ・保護すべき動植物の保護、採取に関する注意喚起。

## 第8章 活用

### 第1節 活用の方向性

特別名勝温泉岳の本質的価値を次世代に確実に継承していくためには、継続的な調査研究を行って価値の拡充・創出に努めるとともに、その成果に基づいた適切な活用を促進する。

また、学校教育や生涯学習、地域学習の場および健康増進の場としての活用を促進し、特別名勝に対する理解を深めることで、地域住民の更なる愛着を育む。

さらに、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産となっている南島原市の国指定史跡原城跡をはじめ、周辺の文化財や観光地と連携した取り組みを推進するとともに、様々な広報媒体による情報発信を行い、来訪者や市内外への広報に努める。

### 第2節 方法

#### 1. 調査研究

##### (1) これまでの調査成果の公開活用

温泉岳の大部分を占める森林植生については、林野庁や環境省により保護と公開活用が図られてきた。また、平成2年(1990)の普賢岳噴火災害以降、国土交通省や大学等の研究機関により火山活動に関するデータが蓄積され、展示施設等での活用が図られている。これらの取り組みを引き続き推進するとともに、天然記念物に指定された植生、地質鉱物について継続的なモニタリングを行い情報の蓄積を図り、活用につなげる。

##### (2) 新たな調査研究の推進

天然記念物に指定された植物については、普賢岳の噴火や噴気孔の移動による影響、あるいは近年の地球温暖化の影響により、指定時から変化が進んでいる可能性があるため、今後のモニタリングの前提となる植生調査を実施する。

また、植生や地質鉱物を中心とした自然景観だけでなく、人文景観に焦点を当てた調査研究を推進し、新たな価値の創出と活用を図る。例えば、近世以前の修験道の霊場としての温泉岳にまつわる満明寺文書の整理のほか、史跡や伝承地の掘り起こし、近世に温泉街を管理した加藤家の文書等の整理および調査研究、近代以降の避暑地にまつわる絵葉書や古写真の整理公開および景観調査の推進などが挙げられる。

また、温泉岳に限らず、島原半島や周辺地域まで視野に入れた研究を行うことで、島原半島内の文化財との関連を明確化し、連携した活用を推進する。

## 2. 広報・公開

### (1) 情報提供と公開

ホームページ、SNS などのインターネットを活用した情報公開および情報発信を推進する。既に、環境省、林野庁、ジオパーク関連、観光部局、文化財部局など、多様な主体により特別名勝温泉岳に関する情報がインターネットを通じて公開されているが、主体単位の情報公開・情報発信にとどまらず、連携してそれぞれの情報を紐づけることで、必要な情報へのアクセスを容易にするなどの工夫を施す。また、英語を中心とした外国語による情報発信にも配慮する。

### (2) 特別名勝温泉岳の価値に触れる機会の創出

特別名勝温泉岳周辺では、環境省による雲仙諏訪の池ビジターセンターでの星空観測会や、林野庁による国有林での田代原キャンプ場の運営やミヤマキリシマの保全活動、遊々の森「奥雲仙牧場の森」での記念植樹等を通して、森林とのふれあいや森林環境教育の推進を図っている。これらの取り組みを引き続き推進するとともに、域内の小中高校と連携した学校教育での取り組みについても推進する。

### (3) 来訪者への対応の向上と充実

特別名勝温泉岳の自然や歴史を来訪者に分かりやすく伝えるための施設として、環境省の「お山の情報館」や「雲仙諏訪の池ビジターセンター」がある。これらの施設の周知を行うとともに、温泉岳周遊の基点としての利用推進を図る。また、重要な構成要素等に設置されている案内板、説明板の内容の充実や更新を図るとともに、多言語化やスマートフォンを活用した QR コード等による情報発信も検討する（写真 8-2-1～3）。島原半島ジオパークでは、「島原半島ユネスコ世界ジオパークガイドの会」の認定ジオガイドによる見どころの案内が行われているほか、温泉岳においても普賢岳の登山ガイドによる案内が実施されているため、活用を推進する。



写真 8-2-1 外国語による情報発信（雲仙お山の情報館）



写真 8-2-2 多言語化に対応した説明版（絹笠山登山口）



写真 8-2-3 QRコードを利用した情報発信（雲仙地獄）

#### (4) 関連文化財や周辺観光地との連携

特別名勝温泉岳の来訪者を島原半島全体へ、島原半島への来訪者を温泉岳へ誘導するために、半島内の関連文化財や観光地との連携を図る。特に、平成30年(2018)7月に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である原城跡(南島原市)をはじめ、築城400年を迎える島原城跡(島原市)、近世の城下の面影を残す神代小路(雲仙市)など、島原半島は魅力的な文化財が点在している。

また、島原半島ジオパークでは、見どころ(ジオサイト)として龍石海岸の露頭や両子岩、眉山の崩壊地形など、島原半島の成り立ちや火山噴火の痕跡を示す地形地質が特定されている(写真8-2-4)。これらと温泉岳を結んで周遊するモデルコースの設定を検討することが、温泉岳と関連文化財との連携を図るうえで有効と考えられる。

環境省では、雲仙の魅力を知るための3つのモデルコースを提案しているほか、島原半島ジオパークでは、温泉岳を含む島原半島での見どころについて5つのテーマ別のモデルコースがあり、島原半島観光連盟でも6つのガイドツアーを設定している(表8-2-1~3)。これらの活用を推進し、自然・歴史・食・温泉など多様な魅力あふれる島原半島全体での集客を図る。



写真 8-2-4 島原城から見た眉山の遠望

表 8-2-1 環境省 モデルコース

テーマ	コース
雲仙の基本はこれ！ 3日間で雲仙を知る満喫コース	雲仙温泉－雲仙散策－絹笠山－雲仙お山の情報館－普賢岳－仁田峠プレミアムナイト－雲仙温泉街ノルディックウォーク－遠江屋（湯せんぺいの手焼き体験）－雲仙焼（陶芸体験）
3種類の温泉と独特な食文化 大地の恵みあふれる島原半島満喫コース	小浜温泉－温泉蒸し窯料理－雲仙お山の情報館－仁田峠－妙見岳－雲仙温泉－雲仙地獄ナイトツアー－平成新山ネイチャーセンター－ろくべえ作り体験－ジオツアー－湧水館（かんざらし作り体験）－島原温泉－ジオツアー－本多木蠟工業所（和ろうそく作り体験）
ワンランク上の自分へのご褒美旅！ 5泊6日の雲仙長期滞在ツアー	島原（ジオツアー）－雲仙温泉－田代原－有馬キリシタン遺産記念館－原城跡－口之津（イルカウォッチング）－農産物収穫体験－白雲の池キャンプ場－雲仙温泉－雲仙ビードロ美術館

表 8-2-2 島原半島ジオパークモデルコース

テーマ	コース
島原半島の成り立ちを探るコース	早崎半島－女島－両子岩－国東半島－棚畑展望台－花房展望所－原城跡－龍石海岸
「島原大変」をおとずれるコース	島原城－白土湖・音無川－ひょうたん池公園－仁田団地第一公園－秩父が浦公園－がまだすドーム（雲仙岳災害記念館）
温泉・湧水をめぐるコース	千々石展望台（千々石観光センター）－小浜温泉めぐり－雲仙地獄めぐり－仁田峠第二展望台－島原温泉・湧水めぐり
平成噴火をたどるコース	がまだすドーム（雲仙岳災害記念館）－土石流被災家屋保存公園－旧大野木場小学校被災校舎－火砕流最長到達点－平成新山ネイチャーセンター－千本木展望所
人々の暮らしと戦いをたどるコース	山田城址公園－守山大塚古墳－雲仙市歴史資料館国見展示館－尾茂浜－大野原遺跡展示館－沖田礮古戦場跡－島原城跡

表 8-2-3 島原半島観光連盟ガイドツアー

テーマ	コース
【小浜町】 『小浜温泉ぶらぶら歩きツアー』	夕日の広場－小浜温泉（龍の天井絵）－上の川湧水－庄屋元跡－炭酸泉－豊後湯の跡－小浜歴史資料館（本多湯太夫の門）－日本一長い足湯（ほっとふっと105）
【島原】 普賢岳火山学習ガイド	がまだすドーム－旧大野木場小学校・砂防みらい館－土石流被災家屋保存公園
【南島原】 『世界遺産コース』	有馬キリシタン記念館－原城跡
【島原】 城下町「島原」の歴史を学ぶ	島原城－武家屋敷
【島原】 鯉の泳ぐ城下町巡り「島原再発見」コース	鯉の泳ぐ街－清流亭－四明荘
【小浜】 『小浜エコツアー』	小浜温泉バイナリー発電所－エコロ塩製作所－ほっとふっと105（日本一長い足湯）

### 第3節 構成要素ごとの活用の方法

本質的価値を構成する諸要素ごとの活用の方法について表 8-3-1 に示す。

表 8-3-1

	構成要素	活用の方法
本質的価値を構成する諸要素	<b>(1) 火山活動により形成された自然景観</b>	
	・平成新山（国天然記念物）	安全が確認されて警戒区域が解除されれば、登山での活用を検討する。
	・九千部岳	登山ルートとして活用する。
	・国見岳	登山ルートとして活用する。
	・妙見岳	登山ルートおよび良好な眺望地点として活用する。
	・普賢岳	登山ルートとして活用する。
	・野岳	登山ルートとして活用する。
	・矢岳	登山ルートや園地として活用する。
	・絹笠山	登山ルートや眺望地点として活用する。
	・高岩山	登山ルートとして活用する。
	・雲仙地獄	学習・観光スポットとして活用する。
	・旧八万地獄（月面地獄）	学習・観光スポットとして活用する。
	<b>(2) 雲仙にみられる特有・特異な植生</b>	
	・普賢岳紅葉樹林（国天然記念物）	展望地点および観光スポットとして活用する。
	・野岳イヌツゲ群落（国天然記念物）	登山ルートとして活用する。
	・池の原ミヤマキリシマ群落（国天然記念物）	学習・観光スポットとして活用する。
	・地獄地帯シロドウダン群落（国天然記念物）	雲仙地獄の学習・観光スポットの一部として活用する。
	・原生沼沼野植物群落（国天然記念物）	学習・観光スポットとして活用する。
	<b>(3) 良好な眺望地点</b>	
	・妙見岳展望所	展望地点および学習・観光スポットとして活用する。
・仁田峠	展望地点および学習・観光スポットとして活用する。	
・矢岳展望デッキ	展望地点および学習・観光スポットとして活用する。	
・絹笠山	展望地点および登山ルートとして活用する。	
本質的価値Ⅱ	<b>(1) 古代～近代の歴史的景観</b>	
	①古代から続く修験道の遺構群	
	・満明寺	信仰の対象として維持する。
	・温泉神社（四面宮）	信仰の対象として維持する。
	・鬼石	学習・観光スポットとして活用する。
	・大黒天磨崖仏	学習・観光スポットとして活用する。
	・一切経の滝	学習・観光スポットとして活用する。
	・片足鳥居	学習・観光スポットとして活用する。
	②近代以降の避暑地の面影を残す遺構群	
	・テニスコート	テニスコートとして利用する。
	・ゴルフグラウンド	ゴルフ場として利用する。
	・雲仙観光ホテル（国登録有形文化財）	ホテルとして利用する。
	<b>(2) 独特の生業景観</b>	
	①近世に開発された溜池	
	・諏訪池	学習・観光スポットとして活用する。
・白雲池	キャンプ場として活用する。	
②近世以降放牧地として利用された草原		
・田代原	キャンプ場として活用する。	
本質的価値に準じる要素	・雲仙温泉 ・古湯温泉街 ・小地獄温泉 ・新湯	学習・観光スポットとして活用する。 入浴・宿泊箇所として活用する。
	・北の風穴 ・西の風穴	登山者の来訪スポットとして活用する。
理解に資する価値の要素	・温泉山石書法華塔碑銘 ・木花開耶姫神社 ・知恩堂 ・七日廻りの石	歴史的価値に応じて学習・観光スポットとしての活用を検討する。
	・満明寺文書 ・加藤家文書 ・近現代の古写真等	調査成果や文書そのものの公開を行う。

## 第9章 整備

### 第1節 方向性

特別名勝温泉岳の各種整備は、国有林の維持管理に必要なインフラ整備等を除き、基本的に文化財の保存に関わるもの、適切な活用に関わるものとする。

文化財の保存に関する整備は、修理による現状復旧を基本とする。活用のための整備は、来訪者が本質的価値を理解するための補助、来訪者の安全確保や利便性の向上、緊急対応に供する整備を基本とする。いずれも所有者もしくは管理主体が整備・維持・更新を行う。

整備の手法は、景観への配慮を念頭においた本質的価値を損なわない方法・手法を前提とする。その他本質的価値を構成する諸要素の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為(現状変更等)を行う場合は、必要最小限の規模とし、事前に文化財部局と十分調整を行う。

### 第2節 方法

#### 1. 保存のための整備

##### (1) 展望地点

来訪者に対して展望地点からの眺望を確保するため、眺望を阻害する樹木について、伐採・剪定(枝落とし)を実施する。ただし、天然記念物(植物)の指定範囲については伐採・剪定ともに行わない。剪定に際しては、樹木の枯死を招かないよう、樹木の成長を妨げない程度に留めるよう注意する(写真9-2-1～5)。



写真 9-2-1 妙見岳展望所

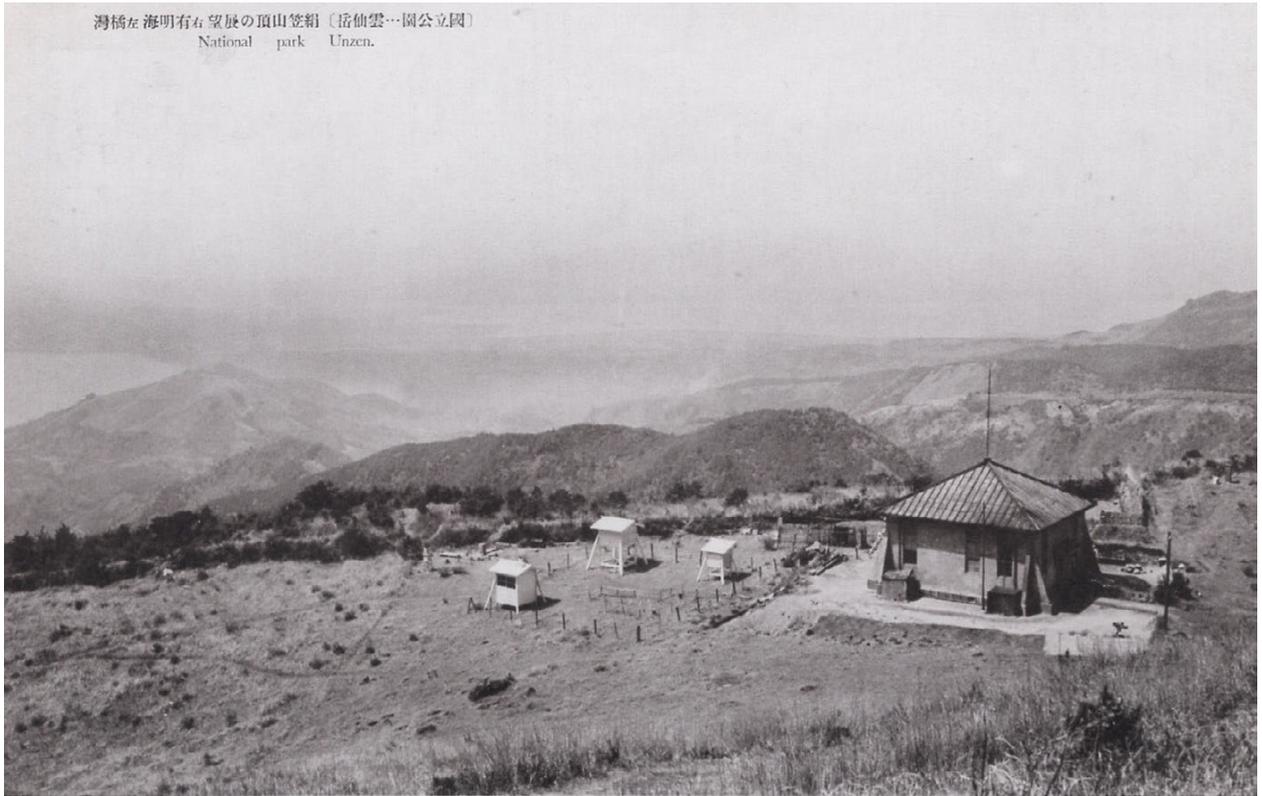


写真 9-2-2 絹笠山山頂 (有明海・橘湾方面) (昭和 9 年 (1934) ~昭和 20 年 (1945) 頃)  
\* 雲仙お山の情報館所蔵



写真 9-2-3 絹笠山山頂 (有明海・橘湾方面) (令和 5 年 (2023) 12 月)



PASS OF NITTA AT UNZEN NATIONAL PARK

仁田峠の展望

羊腸たる坂道を登つて妙見・野岳の鞍部に当るこの峠に至れば山海の珍味ならず山と海の眺望は筆舌につくしがたくパノラマ的な裾裾は永く旅人の印象に残るでしょう。

写真 9-2-4 仁田峠第一展望所（昭和 9 年（1934）～昭和 20 年（1945）頃）



写真 9-2-5 仁田峠第一展望所（令和 5 年（2023）11 月）

## (2) 登山道

登山道は現状維持を基本とする。既に土留め階段等が整備された箇所は、破損した部分の修理や部材の交換で維持を行う。滑落等の危険性が認められる箇所には、注意喚起や転落防止柵等、安全対策を講じる（写真 9-2-6・7）。



写真 9-2-6 登山道（絹笠山）

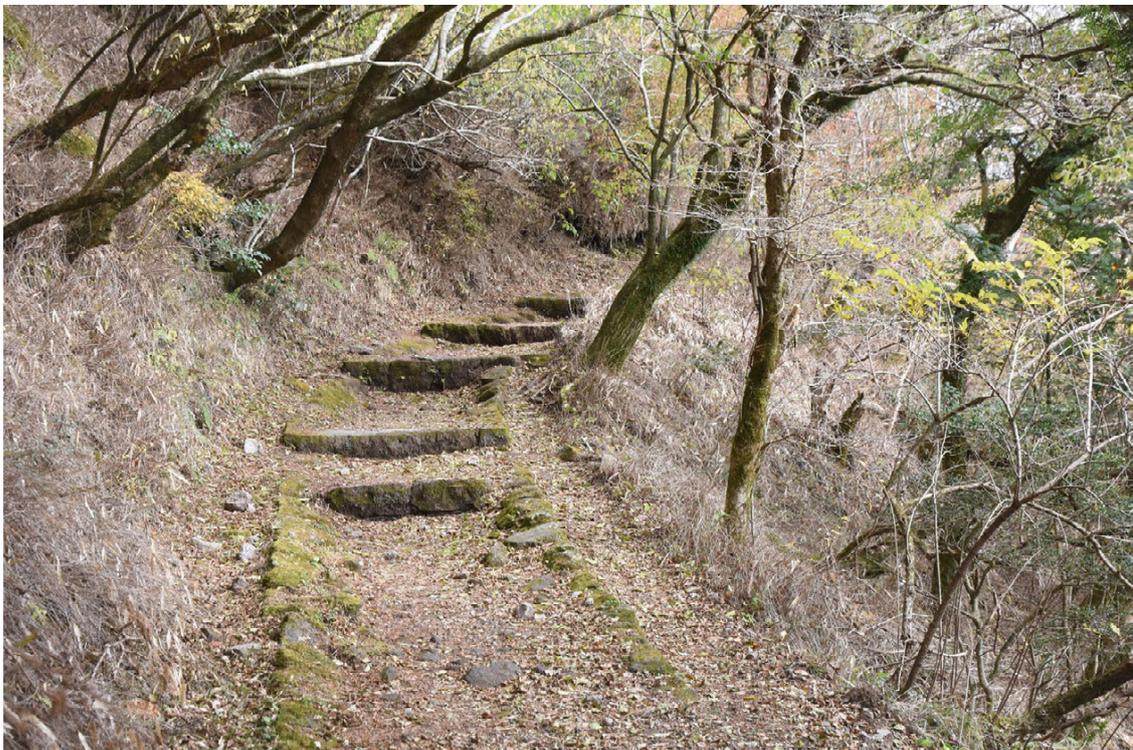


写真 9-2-7 登山道（普賢岳）

### (3) 防災施設

法面の崩落防止工事や砂防工事等については、住民や来訪者の安全確保を第一に適切な手法で行うこととし、色調の工夫や植栽など、可能な範囲で景観に配慮した施工を行う（写真 9-2-8・9）。



写真 9-2-8 交番（雲仙温泉街）



写真 9-2-9 消防署（雲仙温泉街）

## 2. 活用のための整備

### (1) 交通

特別名勝温泉岳内の国道・県道・市道については、路盤の改修による現状維持を基本とし、新たな道路整備は極力避ける。狭隘道路の拡幅については、交通の安全を第一としつつ、法面の修景など景観にも十分配慮した設計とする（写真 9-2-10）。

駐車場については現状維持を基本とし、新たな整備を行う場合は、遮蔽物の設置など景観に十分配慮した設計とする（写真 9-2-11）。ただし、温泉街で噴気孔の移動により既存の駐車場の閉鎖や移転が必要となった場合には、利用者の安全を第一に速やかに対応する。



写真 9-2-10 国道 57 号線（雲仙温泉街）



写真 9-2-11 駐車場（雲仙温泉街）

## (2) 遊歩道

構成要素を巡る遊歩道・散策道については、既存の遊歩道の活用を基本とし、劣化した路盤や手すりの修繕による維持管理を行う。新規の遊歩道については、周辺環境や景観への影響が最小限となるよう、ルート設定や材質、工法に十分配慮して施工する（写真 9-2-12・13）。



写真 9-2-12 遊歩道（雲仙地獄）



写真 9-2-13 遊歩道（原生沼）

### (3) サイン・解説板

施設ごとに整備されたサインを維持しつつ、重要な構成要素を中心に必要に応じて解説板を整備する。整備に際しては、QRコードなどスマートフォンを活用した解説を充実させるとともに、英語を中心とした外国語に対応した内容を検討する（写真 9-2-14・15）。



写真 9-2-14 サイン（雲仙地獄）



写真 9-2-15 解説板（雲仙温泉）

#### (4) 電柱・電線

温泉街の電柱・電線については、国土交通省により電線地中化が進められているが、良好な景観形成が期待できることから、可能な範囲で地中化を推進する。噴気の影響などで地中化が難しい箇所は、電柱の色調を工夫するといった修景を検討する（写真 9-2-16・17）。



写真 9-2-16 古湯温泉街（昭和 20 年代～30 年代か）＊雲仙お山の情報館所蔵



写真 9-2-17 古湯温泉街（令和 5 年（2023 年））

## (5) 園地

環境省および自治体により7か所の園地が整備されている（写真9-2-18・19）。遊歩道や駐車場、トイレ、休憩施設、展望台等が整備されているが、現状維持を基本とし、破損した部分の修理や部材の交換等により維持を図る。



写真9-2-18 池ノ原園地駐車場



写真9-2-19 池ノ原園地トイレ

## (6) 便益施設

園地などに整備された便益施設の現状維持を基本とする（写真 9-2-20）。建替えに際しては、建物の規模、屋根勾配、色調等について国立公園の取扱い基準に則って対応する。



写真 9-2-20 仁田峠インフォメーションセンター

## (7) 展示・公開施設

環境省のビジターセンターやガイダンス施設、トレイルセンター等既存施設の現状維持を基本とする（写真 9-2-21～23）。建替えに際しては、建物の規模、屋根勾配、色調等について国立公園の取扱い基準に則って対応する。



写真 9-2-21 雲仙お山の情報館本館



写真 9-2-22 雲仙諏訪の池ビジターセンター



写真 9-2-23 田代原トレイルセンター

### 第3節 構成要素ごとの整備の方法

本質的価値を構成する諸要素ごとの整備の方法について表 9-3-1 に示す。

表 9-3-1

	構成要素	整備の方法
本質的価値Ⅰ	<b>(1) 火山活動により形成された自然景観</b>	
	・平成新山（国天然記念物）	安全が確認されて警戒区域が解除されれば、登山道の整備を検討する。
	・九千部岳	登山道やサインの維持管理を行う。
	・国見岳	登山道やサインの維持管理を行う。
	・妙見岳	登山道やサイン、ロープウェイなどの施設の維持管理を行う。
	・普賢岳	登山道やサインの維持管理を行う。
	・野岳	登山道やサインの維持管理を行う。
	・矢岳	登山道やサイン、園地の維持管理を行う。
	・絹笠山	登山道やサインの維持管理を行う。 視点場の眺望確保に必要な対策を講じる。
	・高岩山	登山道やサインの維持管理を行う。
	・雲仙地獄	歩道やサインの維持管理を行う。 特に、火山ガスによる劣化に留意する。
	・旧八万地獄（月面地獄）	歩道やサインの維持管理を行う。
	<b>(2) 雲仙にみられる特有・特異な植生</b>	
	・普賢岳紅葉樹林（国天然記念物）	登山道や歩道、サインの維持管理を行う。
	・野岳イヌツゲ群落（国天然記念物）	登山道やサインの維持管理を行う。
	・池の原ミヤマキリシマ群落（国天然記念物）	歩道や便設施の維持管理を行う。
	・地獄地帯シロドウダン群落（国天然記念物）	サインや説明板の整備を行う。
	・原生沼沼野植物群落（国天然記念物）	歩道や解説板の維持管理を行う。
	<b>(3) 良好な眺望地点</b>	
	・妙見岳展望所	登山用歩道や解説板の維持管理を行う。
・仁田峠	サインや解説板の維持管理を行う。	
・矢岳展望デッキ	サインや解説板の維持管理を行う。	
・絹笠山	登山道やサインの維持管理を行う。	
本質的価値Ⅱ	<b>(1) 古代～近代の歴史的景観</b>	
	①古代から続く修験道の遺構群	
	・満明寺	参道や周辺の公園を含めて維持管理に努める。
	・温泉神社（四面宮）	周辺環境を含めて維持管理に努める。
	・鬼石	サインや解説板の維持管理を行う。
	・大黒天磨崖仏	サインや解説板の維持管理を行う。
	・一切経の滝	サインや解説板を整備する。
	・片足鳥居	サインや解説板の整備を検討する。
	②近代以降の避暑地の面影を残す遺構群	
	・テニスコート	維持管理を適切に行い、景観に配慮した改修・改築は許容する。
	・ゴルフグラウンド	維持管理を適切に行い、景観に配慮した改修・改築は許容する。
	・雲仙観光ホテル（国登録有形文化財）	維持管理を適切に行い、建造物の価値に即した改修・改築は許容する。
	<b>(2) 独特の生業景観</b>	
	①近世に開発された溜池	
	・諏訪池	サインや解説板の維持管理を行う。
	・白雲池	サインや解説板の維持管理を行う。
②近世以降放牧地として利用された草原		
・田代原	サインや解説板の維持管理を行う。	
本質的価値Ⅲ	・雲仙温泉 ・古湯温泉街 ・小地獄温泉 ・新湯	斜面地の防災対策を検討する。
	・北の風穴 ・西の風穴	サインや解説板の整備を検討する。
理解本に資する価値の要素	・温泉山石書法華塔碑銘 ・木花開耶姫神社 ・知恩堂 ・七日廻りの石	歴史的価値が明らかになれば、解説板等による価値の顕在化や、来訪者向けの歩道整備などを検討する。
	・満明寺文書 ・加藤家文書 ・近現代の古写真等	必要があれば、公開施設の整備を検討する。

# 第10章 運営・体制の整備

## 第1節 方向性

特別名勝温泉岳に関わる主体は、国立公園を管理する環境省、国有林を管理する林野庁、特別名勝を管理する文化庁に加え、長崎県・島原市・雲仙市・南島原市の関連部局や、民間の団体・個人所有者と多岐にわたるため、連絡調整の円滑化に向けて運営体制を整理し、情報を共有する必要がある。各機関が保存と活用の相乗的な効果を発揮できるような運営を目指して、体制を整備する。

## 第2節 方法

### 1. 関係機関の連携

国・県・市の文化財部局と、国立公園、国有林関係部局との調整は、主に現状変更にかかる情報の共有により連携を図る。特別名勝内での開発行為等について、文化財の保護、国立公園の保護、国有林の維持管理の観点からそれぞれ検討を行い、適切に対応する。現状変更のフロー図は、図10-2-1のとおりである。

このうち、島原市、雲仙市、南島原市は、現状変更の事業者との調整の主業務を担うとともに、後述する地域住民との連携、災害時の対応でも主要な役割を果たすことが想定される。3市による主体的な取り組みを推進するため、現状では長崎県が管理団体として取り組んでいる管理業務を、将来的に島原市、雲仙市、南島原市に移管する方向で調整していく。

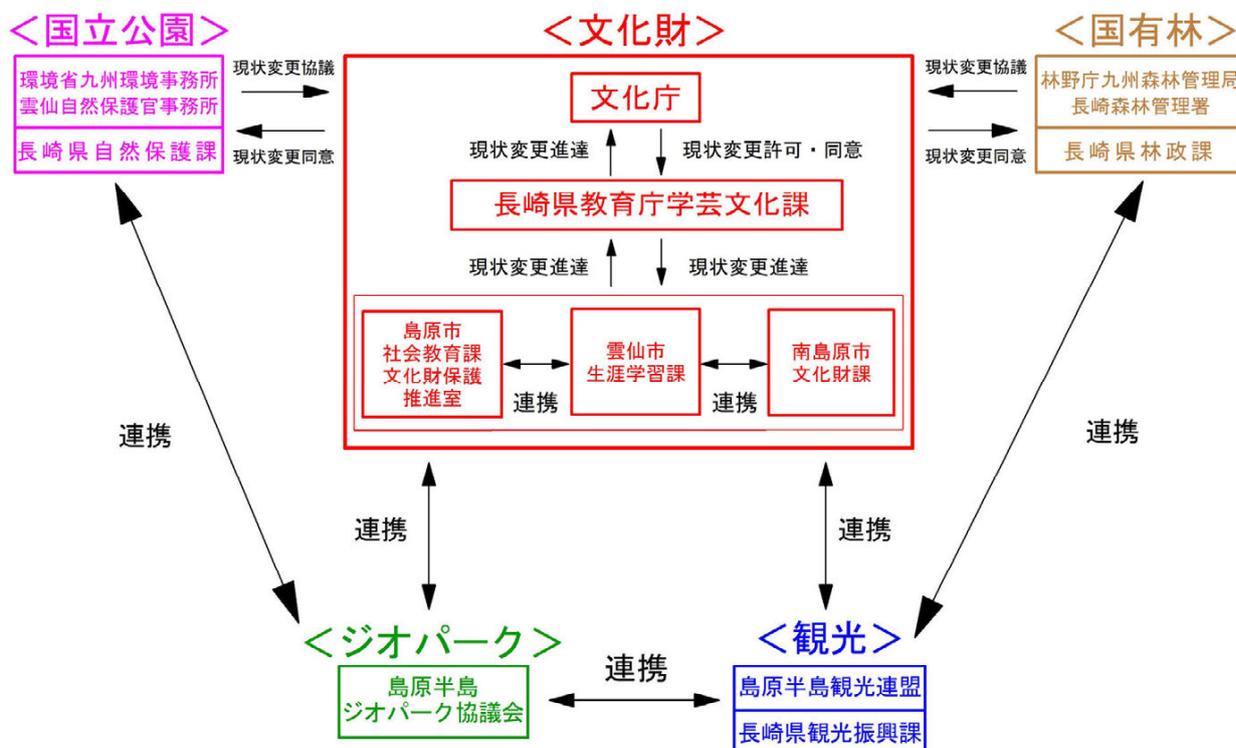


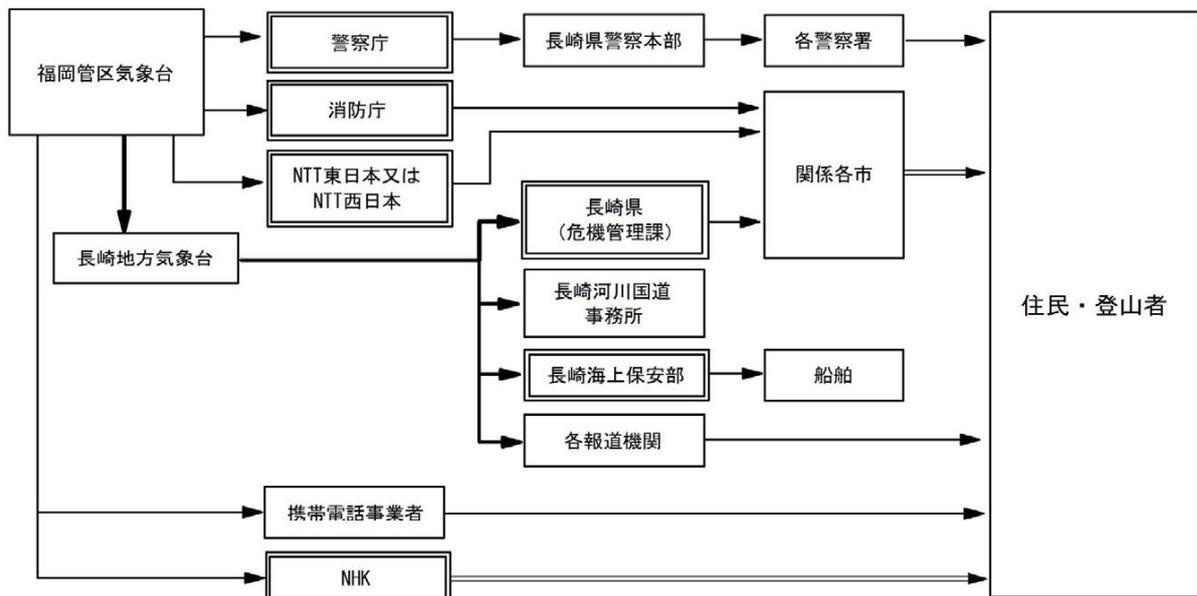
図10-2-1 関係機関との連携フロー図

## 2. 地域住民・所有者・関係団体との連携

国立公園や国有林の維持管理および活用之际して、各管理・運営団体はボランティア団体等との連携を図りながら進めてきた経緯がある。例えば、「雲仙を美しくする会」は、ミヤマキリシマの下草刈りや清掃活動を行っている。これらの活動は、文化財としての価値の維持においても重要な取り組みであり、引き続き推進していく。

## 3. 緊急時対応

雲仙温泉は、令和3年（2021）の大雨に伴う土砂崩れにより、多大な被害を受けた。また、平成2年（1990）以降の噴火活動により形成された普賢岳の溶岩円頂丘では、大雨による土石流の発生が懸念されている。災害発生時には、国土交通省や島原市・雲仙市・南島原市および長崎県の危機管理部局と連携して情報収集ができるよう体制整備を図る（図10-2-2）。



（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

（注）二重枠の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

（注）太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路

※ 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

図10-2-2 雲仙岳に関する噴火予報・警報の伝達系統  
（雲仙岳火山防災協議会2023『雲仙岳火山防災計画』）

## 第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

### 第 1 節 施策の実施計画

第 6 章から第 9 章で述べた保存管理、活用、整備の方向性および方法に基づき、計画的に実施すべき施策の内容とスケジュールを表 11-1-1 に示す。実施計画の期間としては、短期（令和 10 年度までの今後 5 年間）、中期（令和 15 年度までの今後 10 年間）、長期（令和 16 年度以降）とする。

天然記念物の調査や古文書類の調査・整理にあたっては、大学や研究機関等の専門家の指導を仰ぐこととし、地元高等学校とも連携して、現地調査の支援や成果の公開に努めることとする。

表 11-1-1 施策の実施計画

項目	施策内容	実施時期			実施主体
		短期	中期	長期	
保存管理	溶岩ドームのモニタリング				国土交通省
	ミヤマキリシマ群落の下草刈り				環境省・長崎県・民間
	天然記念物（植物）の植生調査				長崎県・雲仙市
	普賢岳紅葉樹林・野岳イヌツゲ群落のモニタリング				長崎県・雲仙市
	原生沼沼野植物群落のモニタリング				長崎県
活用	満明寺文書・加藤家文書の調査・整理				雲仙市
	近代の古写真・絵葉書等の整理公開				環境省（お山の情報館）
	景観調査				長崎県・島原市・雲仙市・南島原市
整備	文化財の管理に必要な標識等の施設の設置				長崎県・島原市・雲仙市・南島原市
	展望地点の樹木伐採・剪定				環境省
	サイン整備・更新				環境省
	電線地中化				国土交通省

## 第12章 経過観察

### 第1節 経過観察の方向性

保存管理、活用、整備、運営体制に関する各種取り組みの実施状況を確認するため、定期的にモニタリングを実施して自己点検を行う。モニタリングは管理主体が行うことを基本とし、必要に応じて改善を図りながら、効果的に施策を推進する。

### 第2節 経過観察の方法

保存管理に関する事項については、文化財保護指導委員による巡視や、防災登山などを継続的に実施して、状況の把握を行う。

また、活用については、ガイドンス施設等の入館者数、ホテルや旅館等の宿泊者数等を把握するとともに、アンケート等により来訪者のニーズや満足度を確認する。

整備については、整備主体により定期的な確認を行い、適切な維持管理に繋げる。

【引用・参考文献】

No.	著者・発行年・論文名・図書名・出版社
1	『東京日日新聞』東京日日新聞社
2	『長崎日日新聞』長崎日日新聞社
3	關善太郎 1926『雲仙小濱風光記附嶋原半嶋案内』草野謹一書店
4	菊池幽芳 1928「温泉岳」『日本八景—十六大家執筆』大阪毎日新聞社・東京日日新聞社
5	本間不二男 1936「雲仙岳」『日本火山誌（二）』日本火山学会
6	竹内亮 1939「雲仙嶽の植物景觀に就いて」『地理学評論』15巻4号
7	片山信夫 1974「島原大変に関する自然現象の古記録」『九州大学理学部島原火山観測所研究報告. 9. 1-45』九州大学理学部附属島原地震火山観測所
8	小浜町史談編纂委員会 1978『小浜町史談』小浜町
9	伊藤秀三 1980『雲仙・原生沼の研究』長崎県環境部
10	長崎県衛生公害研究所 1982『長崎温泉誌 I』
11	西村暉希 1982『雲仙岳三峰—普賢岳・国見岳・妙見岳—の生成史』長崎県地学会誌
12	長崎県教育委員会 1988『長崎県文化財調査報告書第89集 特別名勝 温泉岳 保存管理計画策定書』
13	新エネルギー総合開発機構 1988「No. 15雲仙西部地域」『地熱開発促進調査報告書』
14	芹沢俊介 1982「日本産テンナンショウ属の再検討（6）ツクシマムシグサ群」『植物研究雑誌』
15	根井 浄 1988『修験道とキリシタン』東京堂出版
16	馬越孝道、清水洋、松尾鋼道 1994「精度の良い震源分布から推定した1990-94年普賢岳噴火活動のマグマ上昇経路」『火山』9巻5号
17	渡辺一徳・星住英夫 1995『雲仙火山地質図』通商産業省 工業技術院 地質調査所
18	多田堯 1996『雲仙火山のマグマ溜り』月刊地球
19	中西弘樹 1997「長崎県植物誌ノート(17)（長崎県のスゲ類）」『長崎県生物学会誌 No. 48』
20	Hoshizumi, H., Uto, K. and Watanabe, K. 1999『Geology and eruptive history of Unzen volcano, Shimabara Peninsula, Kyushu, SW Japan』Journal of Volcanology and Geothermal Research
21	星住英夫・宇都浩三 2000『雲仙火山の形成史』月刊地球
22	中西弘樹、中西こずえ、川里弘孝 2001「ベルトトランセクト法による雲仙・原生沼の湿地植生」『雲仙・原生沼における湿地保全のための基礎調査（国立公園に関する調査研究）西九州景観・生態保全研究会』
23	島原市企画課 2002『平成島原大変 雲仙・普賢岳噴火災害記録集』雲仙・普賢岳噴火災害記録誌作成委員会
24	星住英夫・宇都浩三・松本哲一 2002『雲仙火山の形成史—山麓掘削と組織的放射年代測定の成果』月刊地球
25	ブライアン・バークガフニ 2003『The Glover Family グラバー家の人々 花と霜』長崎文献社
26	太田一也 2006「雲仙火山の温泉とその地学的背景」『日本地熱学会誌』第28巻第4号
27	星住英夫 2007『雲仙火山』第5回火山都市国際会議巡検案内書
28	Kadota, Y. 2008 Taxonomic studies of <i>Cirsium</i> (Asteraceae) in Japan XV III. A new subsection and four new species from Kyushu, southern Japan. Bull. Natl. Mus. Nat. Sci., Ser. B. 34:135-151
29	新田太郎 2010『「日本八景」の選定—1920年代の日本におけるメディア・イベントと観光』
30	池永正人 2012「雲仙観光の観光資源ミヤマキリシマ群落の保護」『新地理60-3』日本地理教育学会
31	中西弘樹 2015『長崎県植物誌』長崎新聞社
32	根井 浄 2019「近世雲仙普賢岳の噴火と宗教界」日本地質学会学術大会
33	長崎県島原振興局 2022『島原半島要覧』
34	雲仙岳火山防災協議会 2023『雲仙岳火山防災計画』

## 巻末資料 1 (別表)

● 内務省告示第77号

史蹟名勝天然紀念物保存法第1條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和3年3月31日 内務大臣 鈴木 喜三郎

第1類名勝

名稱	地名	地 域
温泉岳	長崎縣 南高來郡	長崎營林署島原事業區國有林9林班い小班、11林班、23林班、32林班、35林班、37林班、40林班、41林班、43林班い小班、45林班い小班、45林班ろ小班、46林班い小班、46林班は小班、46林班に小班、47林班い小班、48林班い小班、49林班い小班、57林班い小班、58林班い小班、63林班
	長崎縣 南高來郡 小濱字茶園	1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、9番ノ2、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番ノ1、17番ノ2、18番、19番、20番、21番、22番、22番ノ乙、23番、24番、25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番ノ1、31番ノ2、32番、33番、34番、35番、36番ノ1、36番ノ2、37番、38番、39番、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番、48番、49番、50番、51番、52番、53番、54番、55番、56番、57番、58番、59番、60番
	同字野隅	61番、62番、63番、64番、65番、65番ノ1、66番、67番、68番、69番、70番、71番、72番、73番、74番、75番、76番、77番ノ1、77番ノ2、77番ノ3、78番、79番、80番、81番、82番、83番、84番、85番、86番、86番ノ乙、87番、88番、89番、89番ノ2、90番ノ1、90番ノ2、91番、91番ノ乙、92番ノ1、92番ノ2、93番、94番、95番、96番、96番ノ2、97番ノ1、97番ノ2、98番ノ1、98番ノ2、98番ノ3、98番ノ乙、99番、100番、101番ノイ、101番ノ2、102番ノ1、102番ノ2、103番、104番ノ1、104番ノ2、104番ノ3
	同字加持川	105番ノ1イ、105番ノ2、105番ノ3、105番ノ4、105番ノ5、105番ノ6、105番ノ7、105番ノ8、105番ノ9、106番ノ1、106番ノ2、107番、108番、109番、110番、111番ノ1、111番ノ2、112番、112番ノ1、112番ノ3、112番ノ4、112番ノ5、112番ノ6、112番ノ7、112番ノ8、113番、114番、115番、115番ノ2、115番ノ3、116番ノ1、116番ノ2、116番ノ3
	同字矢岳	117番ノ乙、118番、119番ノ2
	同字別所	120番、121番、122番ノ1、122番ノ2、124番、124番ノ2、125番ノ1、125番ノ2、126番、127番ノ1、127番ノロ、127番ノ3、128番、129番、130番ノ1、130番ノ2、131番、132番、133番、133番ノ3、134番ノ1、134番ノ2、135番ノ1、135番ノ2、135番ノ3、135番ノ4、135番ノ5、136番、137番、139番、140番、140番ノ2、141番、142番、143番、144番、146番、147番、148番、149番、150番、151番ノ1、151番ノ2、151番ノ3、152番ノ1、152番ノ2、152番ノ3、153番、154番ノ1、154番ノ2、154番ノ3、155番・156番合併、156番ノ1、156番ノ2、156番ノ3、156番ノ4、157番、158番、159番、160番、161番、162番、163番、164番、165番、166番、167番、168番、169番、170番、171番、172番、173番、174番、175番、176番、177番、177番ノ乙、178番、178番ノ乙、179番、180番、181番、181番ノ乙、182番、183番、184番ノ1、184番ノ2、185番、186番、187番、188番、189番ノ1、189番ノ2、190番、191番、191番ノ1、192番、193番、194番、195番、196番、197番、198番、199番、200番、201番、202番、203番、204番、205番ノ1、205番ノ2、206番、207番、208番、209番、210番、211番、212番甲、212番乙、213番、214番、215番、216番、217番ノ1、217番ノ2、218番ノ1、218番ノ2、218番ノ3、219番、220番、221番、222番、223番、224番、225番、226番甲、226番乙
	同字鏡ヶ淵	227番甲、227番乙、228番、229番、230番、231番、232番、233番、234番、235番・236番併、237番、238番ノ1、238番ノ2、238番乙、239番、240番、241番、242番、243番、244番甲、244番乙、245番ノ1、245番ノ2、245番ノ3、246番、247番甲、247番乙、248番、249番、250番、251番、252番、253番、254番、255番、256番、257番ノ1、257番ノ2、258番、259番、260番、261番
	同字芳原	262番、263番ノ1、263番ノ2、263番ノ3、264番ノ1、264番ノ2、264番ノ3、265番ノ1、265番ノ2、265番ノ3、266番ノ1、266番ノ2、266番ノ3、266番ノ4、267番ノ1、267番ノ2、267番ノ3、268番、269番ノ1、269番ノ2、269番ノ3、270番ノ1、270番ノ2、270番ノ3、271番、272番、273番甲、273番乙、274番甲、274番乙、275番、276番ノ1、276番ノ2、276番ノ3、277番、278番、279番ノ1、279番ノ2、280番ノ1、280番ノ2、280番ノ3、281番、282番、283番、284番ノ1、284番ノ2、285番、286番、289番、290番
	同字湯之里	292番、293番、294番、295番、296番、297番、298番、300番、302番、303番、304番、30番、306番、307番ノ1、307番ノ2、307番ノ3、308番、

名稱	地名	地 域
温泉岳	同字湯之里	308番ノ2、308番乙、309番ノ1、309番ノ2、309番乙、310番、311番ノ1、311番ノ2、312番、313番ノ1、313番ノ2、314番ノ1、314番ノ2、315番、316番、317番、318番、321番、321番又、322番、323番、324番、325番ノ1、325番ノ2、325番乙、326番、327番、327番ノ1、328番、329番、330番、331番、333番、334番、335番、336番、338番、339番、340番、341番甲、341番乙、342番、343番、344番、345番、346番、347番、349番、350番、351番、352番、353番ノ1、353番ノ2、354番、355番、356番ノ1、356番ノ2、357番、358番、359番、360番、361番、362番、363番、364番、365番・366番合併、367番ノ1、367番ノ2、368番、369番、370番、371番、372番、374番、375番、376番、377番、378番ノ1、378番ノ2、378番ノ3、379番ノ1、379番ノ2
	同字絹笠	380番ノ1、380番ノ2、380番ノ3、380番ノ4、380番ノ5、380番ノ6、380番ノ7、380番ノ8、380番ノ9、380番ノ10、380番ノ11、381番ノ2、382番ノ1、382番ノ2、382番ノ3、382番ノ4
	同字札ノ原	384番、385番、386番、387番、387番ノ2、387番ノ3、387番ノ4、388番、389番ノ1、389番ノ2、389番ノ3、389番ノ4、390番、391番、391番ノ1、392番ノ1、392番ノ2、393番、394番、395番・396番合併、397番、398番、399番、400番、400番ノ1、400番ノ2、400番ノ3、400番ノ4、401番、402番、403番、404番、405番、406番ノ1、406番ノ2、407番、408番、409番、410番ノ1、410番ノ2、411番、412番、413番、414番、415番、416番、417番、418番、419番、420番ノ1、420番ノ2、421番、422番、423番、424番ノ1、424番ノ2、424番ノ3、424番ノ4、425番、426番、427番、428番、429番、430番、431番、432番ノ1、432番ノ2、433番、434番、435番ノ1、435番ノ2、436番、437番ノ1、437番ノ2、437番ノ3、439番
	同字櫻橋	441番、444番、445番、446番、447番ノ1、447番ノ2、447番ノ3、447番ノ4、448番ノ1、448番ノ2、448番ノ3、449番ノ2
	同字小地獄	451番、452番ノ1、452番ノ2、452番ノ3、452番ノ4、453番、454番、455番、456番・457番合併、458番、459番、460番甲、460番乙、461番、462番、463番、464番、465番、466番ノ1、466番ノ2、467番、468番、469番、470番、471番、472番、473番、474番、475番ノ3・475番ノ6合併、476番、477番、478番、479番、480番ノ1、480番ノ2、480番ノ3、481番ノ1、481番ノ2、482番、483番、484番、485番ノ1、485番ノ2、485番ノ3、486番、487番ノ1、487番ノ2、487番ノ3、488番ノ1、488番ノ2、488番ノ3、488番ノ4、489番ノ1、489番ノ2、490番、491番、492番、493番ノ1、493番ノ2、494番、495番、496番、497番、498番ノ1、498番ノ2、499番、500番ノ1、500番ノ2、501番ノ1、501番ノ2、502番、503番、503番ノ1、503番ノ2、503番ノ3、505番ノ1、505番ノ2、505番ノ3、506番、507番、508番、509番、510番、511番、512番、513番、514番、515番、516番、517番、517番ノ2、518番、519番、519番ノ2、520番、521番、522番、523番、524番、525番、526番、527番ノ1、527番ノ2、528番、529番、530番、531番、532番、533番・534番合併、535番、536番、537番、537番ノ2、537番ノ3
	同字帯山	538番、539番、540番、540番ノ2、540番ノ3、540番ノ4、540番ノ5、540番ノ6、540番ノ7、540番ノ8、540番ノ9、540番ノ10、540番ノ乙、541番、542番
	同字竇原	543番、544番
	同字池ノ原	548番ノ1、548番ノ2、549番ノ1、549番ノ2
	同縣同郡	4111番、4112番、4113番、4114番、4115番
	西有家町 字膳棚	
	同字方原 同縣同郡	4116番、4119番、4120番
	北串山村 字岩上	3951番ノ1、3951番ノ2、3952番ノ1、3952番ノ2、3952番ノ3、3952番ノ4、3953番、3954番ノ1、3954番ノ2、3955番、3956番
	同字上諏訪	3957番
	同字諏訪野	3958番ノ1、3958番ノ3、3958番ノ4、3959番ノ1、3959番ノ3
同字下諏訪	3960番、3961番、3962番、3963番、3964番、3965番、3966番ノ1、3966番ノ2、3966番ノ3、3967番ノ1、3967番ノ2	
同字諏訪之原	丙704番、705番、706番、707番、708番、709番、710番、711番、712番1、712番ノ2、712番ノ第4、712番ノ第5、丙712番ノ6、713番右地域内ニ介在スル道路敷及川敷	

● 文化財保護委員会告示第29号  
文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第2項の規定により、昭和27年3月29日付をもって、左記の通り指定した。  
昭和27年12月27日 文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

種 別	名 称	所 在 地	地 域
特別名勝	温泉岳	長崎県南高来郡	昭和3年3月31日内務省告示第77号で告示した地域

● 文化財保護委員会告示第30号  
文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、昭和27年10月7日付をもって、名勝温泉岳の地域に左記の地域を追加指定した。  
昭和27年12月27日 文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

所 在 地	地 域
長崎県南高来郡 小浜町字湯之里	庚319番1、庚319番2、庚319番3、庚320第1、庚320第2、庚320第3イ、庚320第3ロ、庚320第4イ、庚320第4ロ、庚320第5イ、庚320第5ロ、庚320第6、庚320第7イ、庚320第7ロ、庚320第8、庚320第9、庚320第10、庚320第11、庚320第12、庚320第13、庚320第14、庚320第15、庚320第16、320第17、庚320第18、庚320第19、庚320第20、庚320第21、庚320第22、庚320第23、庚320第24 右地域内に介在する道路敷を含む。

● 文化財保護委員会告示第31号  
文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第2項の規定により、昭和27年11月22日付をもって、特別名勝温泉岳の地域に左記の地域を追加指定した。  
昭和27年12月27日 文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

所 在 地	地 域
長崎県南高来郡 小浜町字湯之里	昭和27年12月27日文化財保護委員会告示第30号で告示した地域

[参考]

● 内務省告示第77号  
史蹟名勝天然紀念物保存法第1條ニ依リ左ノ通指定ス  
昭和3年3月31日 内務大臣 鈴木 喜三郎  
天然紀念物

名 稱	地 名	地 域
地獄地帯しろどう だん群落	長崎県南高来郡小濱町字湯之里	320番内實測11町6段9畝6歩
野岳いぬつげ群落	長崎県南高来郡	長崎營林署島原事業區國有林43林班い小班、46林班い小班、46林班は小班、46林班に小班
普賢岳紅葉樹林	同	長崎營林署島原事業區國有林9林班い小班、45林班い小班、45林班ろ小班、47林班い小班、48林班い小班、49林班い小班、57林班い小班、58林班い小班
原生沼沼野植物群落	長崎県南高来郡小濱町字湯之里	292番内實測1町8段3畝21歩5合
池ノ原みやまきり しま群落	同縣同郡同町字池ノ原	549番内實測1町8段9畝28歩

## 巻末資料 2（文化財保護法）

昭和二十五年法律第二百十四号 文化財保護法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 削除

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第一款 指定（第二十七条—第二十九条）

第二款 管理（第三十条—第三十四条）

第三款 保護（第三十四条の二—第四十七条）

第四款 公開（第四十七条の二—第五十三条）

第五款 重要文化財保存活用計画（第五十三条の二—第五十三条の八）

第六款 調査（第五十四条・第五十五条）

第七款 雑則（第五十六条）

第二節 登録有形文化財（第五十七条—第六十九条）

第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財（第七十条）

第四章 無形文化財

第一節 重要無形文化財（第七十一条—第七十六条の六）

第二節 登録無形文化財（第七十六条の七—第七十六条の十七）

第三節 重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財（第七十七条）

第五章 民俗文化財（第七十八条—第九十一条）

第六章 埋蔵文化財（第九十二条—第一百八条）

第七章 史跡名勝天然記念物（第九十九条—第一百三十三条の四）

第八章 重要文化的景観（第一百三十四条—第一百四十一条）

第九章 伝統的建造物群保存地区（第一百四十二条—第一百四十六条）

第十章 文化財の保存技術の保護（第一百四十七条—第一百五十二条）

第十一章 文化審議会への諮問（第一百五十三条）

第十二章 補則

第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求（第一百五十四条—第一百六十一条）

第二節 国に関する特例（第一百六十二条—第一百八十一条）

第三節 地方公共団体及び教育委員会（第一百八十二条—第一百九十二条）

第四節 文化財保存活用支援団体（第一百九十二条の二—第一百九十二条の六）

第十三章 罰則（第一百九十三条—第二百三条）

附則

## 第一章 総則（この法律の目的）

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

### （文化財の定義）

**第二条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
  - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
  - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
  - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
  - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
  - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

### （政府及び地方公共団体の任務）

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

### （国民、所有者等の心構）

- 第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。
  - 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 第二章 削除

**第五条から第二十六条まで** 削除

## 第三章 有形文化財

### 第一節 重要文化財

#### 第一款 指定

##### （指定）

**第二十七条** 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

##### （告示、通知及び指定書の交付）

- 第二十八条** 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。
- 2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。
  - 3 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。
  - 4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
  - 5 第三項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、三十日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

##### （解除）

- 第二十九条** 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。
  - 3 第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。
  - 4 第二項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
  - 5 第一項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

## 第二款 管理

### （管理方法の指示）

**第三十条** 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

### （所有者の管理義務及び管理責任者）

- 第三十一条** 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。
- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
  - 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
  - 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

### （所有者又は管理責任者の変更）

- 第三十二条** 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
  - 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければ

ばならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

#### (管理団体による管理)

- 第三十二条の二** 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
- 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
  - 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
  - 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
  - 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
  - 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。
- 第三十二条の三** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。
- 第三十二条の四** 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。
- 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

#### (滅失、き損等)

- 第三十三条** 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

#### (所在の変更)

- 第三十四条** 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

#### 第三款 保護

##### (修理)

- 第三十四条の二** 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

##### (管理団体による修理)

- 第三十四条の三** 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

##### (管理又は修理の補助)

- 第三十五条** 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。
- 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
  - 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

##### (管理に関する命令又は勧告)

- 第三十六条** 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設定その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
- 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
  - 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

##### (修理に関する命令又は勧告)

- 第三十七条** 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財き損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
  - 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
  - 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

##### (文化庁長官による国宝の修理等の施行)

- 第三十八条** 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合には、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
- 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。
  - 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。
  - 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基づく占有者にこれらの事項を通知しなければならない。
- 第三十九条** 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
  - 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

**第四十条** 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至った事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体のせきに基づき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

**第四十一条** 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

#### （補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

**第四十二条** 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

**第四** 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

#### （現状変更等の制限）

**第四十三条** 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### （修理の届出等）

**第四十三条の二** 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### （輸出の禁止）

**第四十四条** 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

#### （環境保全）

**第四十五条** 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### （国に対する売渡しの申出）

**第四十六条** 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。）

その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

- 2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。
- 3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。
- 4 第一項の規定による売渡しの申出のあつた後三十日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、第一項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。
- 5 第一項に規定する者は、前項の期間（その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。

#### （管理団体による買取りの補助）

**第四十六条の二** 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財（建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。）で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

#### （管理又は修理の受託又は技術的指導）

**第四十七条** 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
- 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

#### 第四款 公開

##### （公開）

**第四十七条の二** 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

- 2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

##### （文化庁長官による公開）

**第四十八条** 文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限って、国立博物館（独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。）その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限って、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。
- 3 文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、一年以内の期間を限って、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き五年をこえてはならない。

4 第二項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。

5 前四項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。

**第四十九条** 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第百八十五条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

**第五十条** 第四十八条の規定による出品のために要する費用は、文部科学省令の定める基準により、国庫の負担とする。

2 政府は、第四十八条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定める基準により、給与金を支給する。

##### （所有者等による公開）

**第五十一条** 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限って、重要文化財の公開を勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限って、その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第四十八条第四項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前三項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。

6 第二項及び第三項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

7 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

**第五十一条の二** 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四条の規定による届出があつた場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

##### （損失の補償）

**第五十二条** 第四十八条又は第五十一条第一項、第二項若しくは第三項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、国は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財が所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

##### （所有者等以外の者による公開）

**第五十三条** 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）は、重要文化財を公衆の観覧に

供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。

- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

#### 第五款 重要文化財保存活用計画 (重要文化財保存活用計画の認定)

**第五十三条の二** 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
- 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項

二 当該重要文化財の修理に関する事項

三 当該重要文化財(建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。)の公開を目的とする寄託契約に関する事項

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更)

**第五十三条の三** 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

#### (現状変更等の許可の特例)

**第五十三条の四** 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定(前条第

一項の変更の認定を含む。以下この款及び第五十三条第二項第六号において同じ。)を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

#### (修理の届出の特例)

**第五十三条の五** 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三条の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

#### (認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

**第五十三条の六** 文化庁長官は、第五十三条の二第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三条の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

#### (認定の取消し)

**第五十三条の七** 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

#### (所有者等への指導又は助言)

**第五十三条の八** 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長。第八十三条の八第四項、第九十条第一項及び第九十一条第一項を除き、以下同じ。)は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

#### 第六款 調査

##### (保存のための調査)

**第五十四条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

**第五十五条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

- 二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### 第七款 雑則

##### (所有者変更等に伴う権利義務の承継)

- 第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

#### 第二節 登録有形文化財

##### (有形文化財の登録)

- 第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つていないものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。ただし、当該登録をしようとする有形文化財が第八十二条の二第一項若しくは第八十三条の五第一項の規定又は文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第十六条第一項の規定による登録の提案に係るものであるときは、この限りでない。
- 3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

##### (告示、通知及び登録証の交付)

- 第五十八条 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財(以下「登録有形文化財」という。)の所有者に通知する。
- 2 前条第一項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。
- 3 前条第一項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。
- 4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

##### (登録有形文化財の登録の抹消)

- 第五十九条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。
- 2 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、

その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。

- 3 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。
- 4 前三項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。
- 5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。
- 6 第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

##### (登録有形文化財の管理)

- 第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。
- 2 登録有形文化財の所有者は、当該登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この節において「管理責任者」という。)に選任することができる。
- 3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理(当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行う団体(以下この節において「管理団体」という。)に指定することができる。
- 4 登録有形文化財の管理には、第三十一条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用する。
- 5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。

##### (登録有形文化財の滅失、き損等)

- 第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

##### (登録有形文化財の所在の変更)

- 第六十二条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

##### (登録有形文化財の修理)

- 第六十三条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。
- 2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の三第一項の規定を準用する。

##### (登録有形文化財の現状変更の届出等)

- 第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために

必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

#### (登録有形文化財の輸出の届出)

**第六十五条** 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

- 2 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

#### (登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

**第六十六条** 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

#### (登録有形文化財の公開)

**第六十七条** 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

- 2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者（管理団体がある場合は、その者）の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。
- 3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第四十七条の二第三項の規定を準用する。
- 4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

#### (登録有形文化財保存活用計画の認定)

**第六十七条の二** 登録有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形文化財の保存及び活用に関する計画（以下「登録有形文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 登録有形文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 当該登録有形文化財の名称及び所在の場所
  - 二 当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - 三 計画期間
  - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
  - 一 当該登録有形文化財の現状変更に関する事項
  - 二 当該登録有形文化財（建造物であるものを除く。次項第五号において同じ。）のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものの公開を目的とする寄託契約に関する事項
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録有形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 当該登録有形文化財保存活用計画の実施が当該登録有形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該登録有形文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が登録有形文化財の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 当該登録有形文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が登録有形文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更)

**第六十七条の三** 前条第四項の認定を受けた登録有形文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

#### (現状変更の届出の特例)

**第六十七条の四** 第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この節及び第百五十三条第二項第七号において同じ。）を受けた場合において、当該登録有形文化財の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

#### (認定登録有形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

**第六十七条の五** 文化庁長官は、第六十七条の二第四項の認定を受けた登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた登録有形文化財保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第六十七条の七において「認定登録有形文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

#### (認定の取消し)

**第六十七条の六** 文化庁長官は、認定登録有形文化財保存活用計画が第六十七条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

#### (所有者等への指導又は助言)

**第六十七条の七** 都道府県及び市町村の教育委員会は、登録有形文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、登録有形文化財保存活用計画の作成及び認定登録有形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

#### (登録有形文化財の現状等の報告)

**第六十八条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う登録証の引渡し)

**第六十九条** 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

**第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財**

**第七十条** 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

**第四章 無形文化財**

**第一節 重要無形文化財**

(重要無形文化財の指定等)

**第七十一条** 文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつていてる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定及び前項の規定による認定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。
- 4 文部科学大臣は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として第二項の規定による認定をするに足りるものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

(重要無形文化財の指定等の解除)

**第七十二条** 重要無形文化財が重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、重要無形文化財の指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。
- 3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 4 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

**第七十三条** 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他文部科学省令の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日（保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた日）から二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

(重要無形文化財の保存)

**第七十四条** 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者（以下この節において「保持者等」という。）に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(重要無形文化財の公開)

**第七十五条** 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し重要無形文化財の公開を、重要無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 重要無形文化財の保持者又は保持団体が重要無形文化財を公開する場合には、第五十一条第七項の規定を準用する。
- 3 重要無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

(重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

**第七十六条** 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者等に対し、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形文化財保存活用計画の認定)

**第七十六条の二** 重要無形文化財の保持者等は、文部科学省令で定めるところにより、重要無形文化財の保存及び活用に関する計画（以下この節及び第百五十三条第二項第八号において「重要無形文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 重要無形文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 当該重要無形文化財の名称及び保持者又は保持団体
  - 二 当該重要無形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - 三 計画期間
  - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要無形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 当該重要無形文化財保存活用計画の実施が当該重要無形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 4 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた重要無形文化財保存活用計画の変更)

**第七十六条の三** 前条第三項の認定を受けた重要無形文化財の保持者等は、当該認定を受けた重要無形文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

(認定重要無形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

**第七十六条の四** 文化庁長官は、第七十六条の二第三項の認定を受けた重要無形文化財の保持者等に対し、当該認定（前条第一項の変更の認定を含む。次条及び第百五十三条第二項第八号において同じ。）を受けた重要無形文化財保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第七十六条の六において「認定重要無形文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

**第七十六条の五** 文化庁長官は、認定重要無形文化財保存活用計画が第七十六条の二第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

#### (保持者等への指導又は助言)

**第七十六条の六** 都道府県及び市町村の教育委員会は、重要無形文化財の保持者等の求めに応じ、重要無形文化財保存活用計画の作成及び認定重要無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者等の求めに応じ、重要無形文化財保存活用計画の作成及び認定重要無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

### 第二節 登録無形文化財

#### (無形文化財の登録)

**第七十六条の七** 文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

- 2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による登録をするに当たっては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。
- 4 第一項の規定による登録及び前項の規定による認定は、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。
- 5 文部科学大臣は、第一項の規定による登録をした後においても、当該登録をされた無形文化財(以下「登録無形文化財」という。)の保持者又は保持団体として第三項の規定による認定をするに足りるものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

#### (登録無形文化財の登録の抹消等)

**第七十六条の八** 文部科学大臣は、登録無形文化財について、第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

- 2 文部科学大臣は、登録無形文化財について、第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録無形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その保持者又は保持団体の同意がある場合は、この限りでない。
- 3 文部科学大臣は、登録無形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。
- 4 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。
- 5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

#### (保持者の氏名変更等)

**第七十六条の九** 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他文部科学省令で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、文部科学省令で定める事項を記載した

書面をもつて、その事由の生じた日(保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知った日)から二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

#### (登録無形文化財の保存)

**第七十六条の十** 文化庁長官は、登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者(以下この節において「保持者等」という。)に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

#### (登録無形文化財の公開)

**第七十六条の十一** 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては登録無形文化財の公開に関して、登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 登録無形文化財の保持者又は保持団体が登録無形文化財を公開する場合には第五十一条第七項の規定を、登録無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には第七十五条第三項の規定を準用する。

#### (登録無形文化財の保存に関する指導又は助言)

**第七十六条の十二** 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者等に対し、登録無形文化財の保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

#### (登録無形文化財保存活用計画の認定)

**第七十六条の十三** 登録無形文化財の保持者等は、文部科学省令で定めるところにより、登録無形文化財の保存及び活用に関する計画(以下この節及び第百五十三条第二項第九号において「登録無形文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 登録無形文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該登録無形文化財の名称及び保持者又は保持団体
- 二 当該登録無形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

**3** 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録無形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該登録無形文化財保存活用計画の実施が当該登録無形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

- 4 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (認定を受けた登録無形文化財保存活用計画の変更)

**第七十六条の十四** 前条第三項の認定を受けた登録無形文化財の保持者等は、当該認定を受けた登録無形文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

**(認定登録無形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)**

**第七十六条の十五** 文化庁長官は、第七十六条の十三第三項の認定を受けた登録無形文化財の保持者等に対し、当該認定（前条第一項の変更の認定を含む。次条及び第百五十三条第二項第九号において同じ。）を受けた登録無形文化財保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第七十六条の十七において「認定登録無形文化財保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

**(認定の取消し)**

**第七十六条の十六** 文化庁長官は、認定登録無形文化財保存活用計画が第七十六条の十三第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

**(保持者等への指導又は助言)**

**第七十六条の十七** 都道府県及び市町村の教育委員会は、登録無形文化財の保持者等の求めに応じ、登録無形文化財保存活用計画の作成及び認定登録無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者等の求めに応じ、登録無形文化財保存活用計画の作成及び認定登録無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

**第三節 重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財**

**第七十七条** 文化庁長官は、重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

**第五章 民俗文化財**

**(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定)**

**第七十八条** 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定には、第二十八条第一項から第四項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

**(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定の解除)**

**第七十九条** 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財が重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定の解除には、第二十九条第二項から第四項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を官報に告示してする。

**(重要有形民俗文化財の管理)**

**第八十条** 重要有形民俗文化財の管理には、第三十条から第三十四条までの規定を準用する。

**(重要有形民俗文化財の保護)**

**第八十一条** 重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の二十日前

までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。

**第八十二条** 重要有形民俗文化財を輸出しようとする者は、文化庁長官の許可を受けなければならない。

**第八十三条** 重要有形民俗文化財の保護には、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

**(重要有形民俗文化財の公開)**

**第八十四条** 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第八十条において準用する第三十二条の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章（第九十条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第二号において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開事前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設の設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

2 前項本文の届出に係る公開には、第五十一条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第八十五条** 重要有形民俗文化財の公開には、第四十七条の二から第五十二条までの規定を準用する。

**(重要有形民俗文化財保存活用計画の認定)**

**第八十五条の二** 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、重要有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要有形民俗文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要有形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該重要有形民俗文化財の名称及び所在の場所
- 二 当該重要有形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要有形民俗文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該重要有形民俗文化財保存活用計画の実施が当該重要有形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

4 当該重要有形民俗文化財保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必

要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (現状変更等の届出の特例)

**第八十五条の三** 前条第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第五十三条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第十三号において同じ。)を受けた場合において、当該重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第八十一条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

#### (準用)

**第八十五条の四** 重要有形民俗文化財保存活用計画については、第五十三条の三及び第五十三条の六から第五十三条の八までの規定を準用する。この場合において、第五十三条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第八十五条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第八十五条の二第四項及び第五項」と、第五十三条の六中「第五十三条の二第四項」とあるのは「第八十五条の二第四項」と、第五十三条の七第一項中「第五十三条の二第四項各号」とあるのは「第八十五条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

#### (重要有形民俗文化財の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継)

**第八十六条** 重要有形民俗文化財の保存のための調査には、第五十四条の規定を、重要有形民俗文化財の所有者が変更し、又は重要有形民俗文化財の管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第五十六条の規定を準用する。

#### (重要無形民俗文化財の保存)

**第八十七条** 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者(第八十九条及び第八十九条の二第一項において「保存地方公共団体等」という。)に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

- 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

#### (重要無形民俗文化財の記録の公開)

**第八十八条** 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 重要無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第七十五条第三項の規定を準用する。

#### (重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

**第八十九条** 文化庁長官は、保存地方公共団体等に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

#### (重要無形民俗文化財保存活用計画の認定)

**第八十九条の二** 保存地方公共団体等は、文部科学省令で定めるところにより、重要無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画(以下この章及び第百五十三条第二項第十四号において「重要無形民俗文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 重要無形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 当該重要無形民俗文化財の名称
  - 当該重要無形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - 計画期間

**四** その他文部科学省令で定める事項

- 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要無形民俗文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 当該重要無形民俗文化財保存活用計画の実施が当該重要無形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (準用)

**第八十九条の三** 重要無形民俗文化財保存活用計画については、第七十六条の三から第七十六条の六までの規定を準用する。この場合において、第七十六条の三第一項中「前条第三項」とあるのは「第八十九条の二第三項」と、同条第二項中「前条第三項及び第四項」とあるのは「第八十九条の二第三項及び第四項」と、第七十六条の四中「第七十六条の二第三項」とあるのは「第八十九条の二第三項」と、「次条及び第百五十三条第二項第八号」とあるのは「次条」と、第七十六条の五第一項中「第七十六条の二第三項各号」とあるのは「第八十九条の二第三項各号」と読み替えるものとする。

#### (登録有形民俗文化財)

**第九十条** 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

- 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 前二項の規定により登録された有形の民俗文化財(以下「登録有形民俗文化財」という。)については、第三章第二節(第五十七条及び第六十七条の二から第六十七条の七までの規定を除く。)の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第六十五条第一項中「三十日前」とあるのは「二十日前」と、第六十四条第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替えるものとする。

#### (登録有形民俗文化財保存活用計画の認定)

**第九十条の二** 登録有形民俗文化財の所有者(管理団体(前条第三項において準用する第六十条第三項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。))がある場合は、その者は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形民俗文化財の保存及び活用に関する計画(以下「登録有形民俗文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 登録有形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 当該登録有形民俗文化財の名称及び所在の場所
  - 当該登録有形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - 計画期間
- その他文部科学省令で定める事項
- 前項第二号に掲げる事項には、当該登録有形民俗文化財の現状変更に関する事項を記載することができる。
- 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録有形民俗文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該登録有形民俗文化財保存活用計画の実施が当該登録有形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該登録有形民俗文化財保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、登録有形民俗文化財の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 五 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (現状変更の届出の特例)

**第九十条の三** 前条第三項に規定する事項が記載された登録有形民俗文化財保存活用計画が同条第四項の認定（次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第十五号において同じ。）を受けた場合において、当該登録有形民俗文化財の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第九十条第三項において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

#### (準用)

**第九十条の四** 登録有形民俗文化財保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第九十条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第九十条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第九十条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第九十条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

#### (無形の民俗文化財の登録)

**第九十条の五** 文部科学大臣は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項並びに第七十八条第三項の規定を準用する。

#### (登録無形民俗文化財の登録の抹消)

**第九十条の六** 文部科学大臣は、前条第一項の規定により登録された無形の民俗文化財（以下「登録無形民俗文化財」という。）について、第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録無形民俗文化財について、第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録無形民俗文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 前三項の規定による登録の抹消は、その旨を官報に告示してする。

#### (登録無形民俗文化財の保存)

**第九十条の七** 文化庁長官は、登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たるこ

とが適当と認められる者（第九十条の九及び第九十条の十第一項において「保存地方公共団体等」という。）に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

#### (登録無形民俗文化財の記録の公開)

**第九十条の八** 文化庁長官は、登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。

2 登録無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第七十五条第三項の規定を準用する。

#### (登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言)

**第九十条の九** 文化庁長官は、保存地方公共団体等に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

#### (登録無形民俗文化財保存活用計画の認定)

**第九十条の十** 保存地方公共団体等は、文部科学省令で定めるところにより、登録無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下この章及び第百五十三条第二項第十六号において「登録無形民俗文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録無形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該登録無形民俗文化財の名称
  - 二 当該登録無形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
  - 三 計画期間
  - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録無形民俗文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該登録無形民俗文化財保存活用計画の実施が当該登録無形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 4 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (準用)

**第九十条の十一** 登録無形民俗文化財保存活用計画については、第七十六条の十四から第七十六条の十七までの規定を準用する。この場合において、第七十六条の十四第一項中「前条第三項」とあるのは「第九十条の十第三項」と、同条第二項中「前条第三項及び第四項」とあるのは「第九十条の十第三項及び第四項」と、第七十六条の十五中「第七十六条の十三第三項」とあるのは「第九十条の十第三項」と、「次条及び第百五十三条第二項第九号」とあるのは「次条」と、第七十六条の十六第一項中「第七十六条の十三第三項各号」とあるのは「第九十条の十第三項各号」と読み替えるものとする。

#### (重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

**第九十一条** 重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第七十七条の規定を準用する。

#### 第六章 埋蔵文化財

##### (調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

**第九十二条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出

なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

#### (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

**第九十三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

#### (国の機関等が行う発掘に関する特例)

**第九十四条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

#### (埋蔵文化財包蔵地の周知)

**第九十五条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

#### (遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

**第九十六条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

**6** 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

**7** 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

**8** 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

**9** 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

**10** 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

**第九十七条** 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

**2** 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

**3** 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

**4** 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

**5** 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

#### (文化庁長官による発掘の施行)

**第九十八条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

**2** 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

**3** 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

#### (地方公共団体による発掘の施行)

**第九十九条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

**2** 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

**3** 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

**4** 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

#### (返還又は通知等)

**第一百条** 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の

規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

#### （提出）

**第一百一条** 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件が発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

#### （鑑査）

**第一百二条** 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

#### （引渡し）

**第一百三条** 前条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

#### （国庫帰属及び報償金）

**第一百四条** 前条第一項に規定する文化財又は前条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### （都道府県帰属及び報償金）

**第一百五条** 前条第二項に規定する文化財又は前条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

#### （譲与等）

**第一百六条** 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要

がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

**第一百七条** 都道府県の教育委員会は、第一百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

#### （遺失物法の適用）

**第一百八条** 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

### 第七章 史跡名勝天然記念物

#### （指定）

**第一百九条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

#### （仮指定）

**第一百十条** 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

**第百十一条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

**第百十二条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物その価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でない認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

**第百十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第百十四条** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第百十五条** 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有

者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

**第百十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

**第百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

**第百十八条** 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

**第百十九条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

**第百二十条** 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

**第百二十一条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

**第百二十二条** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

**(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)**

**第二百二十三条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
  - 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

**(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)**

**第二百二十四条** 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

**(現状変更等の制限及び原状回復の命令)**

**第二百五条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

**(関係行政庁による通知)**

**第二百二十六条** 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

**(復旧の届出等)**

**第二百二十七条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

**(環境保全)**

**第二百二十八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

**(管理団体による買取りの補助)**

**第二百二十九条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

**(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)**

**第二百二十九条の二** 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

- 第二百二十九条の三** 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

#### (現状変更等の許可の特例)

- 第二百二十九条の四** 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第二百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

#### (認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

- 第二百二十九条の五** 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

#### (認定の取消し)

- 第二百二十九条の六** 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

#### (管理団体等への指導又は助言)

- 第二百二十九条の七** 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

#### (保存のための調査)

- 第三十条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

- 第三十一条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (登録記念物)

- 第三十二条** 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。
- 2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

- 第三十三条** 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第二百条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二百条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第二百条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

#### (登録記念物保存活用計画の認定)

- 第三十三条の二** 登録記念物の管理団体(前条において準用する第一百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。)又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該登録記念物の名称及び所在地
- 二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

### 三 計画期間

#### 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
  - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
  - 四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
  - 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (現状変更の届出の特例)

**第百三十三条の三** 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定（次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第二十六号において同じ。）を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

#### (準用)

**第百三十三条の四** 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第百三十三条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

## 第八章 重要文化的景観

### (重要文化的景観の選定)

**第百三十四条** 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成十六年法律第十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているものうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第百三十四条第一項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

### (重要文化的景観の選定の解除)

**第百三十五条** 重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

- 2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

### (滅失又はき損)

**第百三十六条** 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

### (管理に関する勧告又は命令)

**第百三十七条** 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。
- 3 文化庁長官は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第百三十四条第一項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。
- 4 第一項及び第二項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

### (費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金)

**第百三十八条** 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第四項で準用する第三十六条第二項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第四十二条の規定を準用する。

### (現状変更等の届出等)

**第百三十九条** 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

### (現状等の報告)

**第百四十条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

### (他の公益との調整等)

**第百四十一条** 文部科学大臣は、第百三十四条第一項の規定による選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

- 2 文化庁長官は、第百三十七条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令又は第百三十九条第三項の規定による勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。
- 3 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

## 第九章 伝統的建造物群保存地区

### (伝統的建造物群保存地区)

**第百四十二条** この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

### (伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

**第百四十三条** 市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条又は第五条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

- 2 市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 3 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行った場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。
- 4 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

### (重要伝統的建造物群保存地区の選定)

**第百四十四条** 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

### (選定の解除)

**第百四十五条** 文部科学大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

### (管理等に関する補助)

**第百四十六条** 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

## 第十章 文化財の保存技術の保護

### (選定保存技術の選定等)

**第百四十七条** 文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。
- 4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第七十一条第三項及び第四項の規定を準用する。

### (選定等の解除)

**第百四十八条** 文部科学大臣は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 文部科学大臣は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として

適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

- 3 前二項の場合には、第七十二条第三項の規定を準用する。
- 4 前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

### (保持者の氏名変更等)

**第百四十九条** 保持者及び保存団体には、第七十三条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

### (選定保存技術の保存)

**第百五十条** 文化庁長官は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができる。

### (選定保存技術の記録の公開)

**第百五十一条** 選定保存技術の記録の所有者には、第八十八条の規定を準用する。

### (選定保存技術の保存に関する援助)

**第百五十二条** 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

## 第十一章 文化審議会への諮問

**第百五十三条** 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
  - 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
  - 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
  - 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
  - 五 登録無形文化財の登録及びその登録の抹消(第七十六条の八第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
  - 六 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
  - 七 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
  - 八 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消(第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
  - 九 登録無形民俗文化財の登録及びその登録の抹消(第九十条の六第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
  - 十 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
  - 十一 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
  - 十二 登録記念物の登録及びその登録の抹消(第三百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)
  - 十三 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
  - 十四 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
  - 十五 選定保存技術の選定及びその選定の解除
  - 十六 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令

- 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行
- 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 五 国による重要文化財の買取り
- 六 重要文化財保存活用計画の第五十三条の二第四項の認定
- 七 登録有形文化財保存活用計画の第六十七条の二第四項の認定
- 八 重要無形文化財保存活用計画の第七十六条の二第三項の認定
- 九 登録無形文化財保存活用計画の第七十六条の十三第三項の認定
- 十 重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十一 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 十二 重要有形民俗文化財の買取り
- 十三 重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定
- 十四 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）
- 十五 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定
- 十六 登録無形民俗文化財保存活用計画の第九十条の十第三項の認定（第九十条の十一において準用する第七十六条の十四第一項の変更の認定を含む。）
- 十七 重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものを選択
- 十八 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十九 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 二十 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 二十一 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 二十三 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 二十四 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
- 二十五 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百二十九条の二第四項の認定
- 二十六 登録記念物保存活用計画の第三百三十三条の二第四項の認定
- 二十七 重要文化的景観の管理に関する命令
- 二十八 第八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認定（第八十三条の四第一項の変更の認定を含む。）
- 二十九 第八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第八十四条の二第一項の政令（第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

## 第十二章 補則

### 第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求

#### （聴聞の特例）

- 第五十四条 文化庁長官（第八十四条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
  - 一 第四十五条第一項又は第二百二十八条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

- 二 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。））、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の中止命令
- 三 第九十二条第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令
- 四 第九十六条第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長
- 五 第二百五条第七項（第二百二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令
  - 2 文化庁長官（第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会。次条において同じ。）は、前項の聴聞又は第四十三条第四項（第二百五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
  - 3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

#### （意見の聴取）

第五十五条 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

- 一 第三十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行
- 二 第五十五条第一項又は第三百十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行
- 三 第九十八条第一項の規定による発掘の施行
  - 2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
  - 3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。
  - 4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなく第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

#### （審査請求の手続における意見の聴取）

第五十六条 第一号に掲げる処分若しくはその不作為又は第二号に掲げる処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日（同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から三十日以内に、審査請求人及び参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいい、審査庁（同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。）が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあっては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。）が公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

- 一 第四十三条第一項又は第二百五条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可
- 二 第三十三条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体その他の法人の指定
  - 2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係人（行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、審査庁が都道府県又は市町村の教育委員会である場合にあっては、審査請求人及び参加人とする。）に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

- 3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで（同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を準用する。

**(参加)**

**第五十七條** 審査請求人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第一項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、審理員にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

**(証拠の提示等)**

**第五十八條** 第五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

**(裁決前の協議等)**

**第五十九條** 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求に対する裁決（却下の裁決を除く。）は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

- 2 関係各行政機関の長は、審査請求に係る事案について意見を述べることができる。

**(手続)**

**第六十條** 第五十六条から前条まで及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求に関する手続は、文部科学省令で定める。

**第六十一條** 削除

**第二節 国に関する特例**

**(国に関する特例)**

**第六十二條** 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

**(重要文化財等についての国に関する特例)**

**第六十三條** 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

**第六十四條** 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをすときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

**第六十五條** 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項（第七十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

- 2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁

の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

- 3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第九十九条第三項（第一百条第三項及び第一百二十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

- 4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第三十四条第二項（第三十五条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第九十九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

**第六十六條** 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勸告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

**第六十七條** 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
- 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。
- 六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。
- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第二十七條第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第一百五條第二項の規定を準用する。
- 3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勸告をすることができる。
- 第六十八條** 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

**第六十九條** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

**第七十條** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でない認められるとき。

**第七十條の二** 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第二百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

**第七十條の三** 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

**第七十條の四** 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十條の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十條

の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七條第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は第六十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

**第七十條の五** 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画について第七十條の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七條第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

**第七十條の六** 文部科学大臣は、第七十條の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

**第七十一條** 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

**第七十二條** 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二十一条並びに第三十条の規定を準用する。

**第七十三條** 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

**第七十四條** 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第七十二條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡

名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百十六条第一項及び第百七条の規定を準用する。

**第百七十四条の二** 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第百二十九条の二から第百二十九条の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第百二十九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は第百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

**第百七十五条** 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

**第百七十六条** 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

**第百七十七条** 第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

#### （登録有形文化財等についての国に関する特例）

**第百七十八条** 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財について第五十七条第一項又は第九十条第一項の規定による登録をしたときは、第五十八条第一項又は第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財について、第五十九条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消をしたときは、第五十九条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属する記念物について第百三十二条第一項の規定による登録をし、又は第百三十三条で準用する第五十九条第一項から第三項までの規定による登録の抹消をしたときは、第百三十二条第二項で準用する第百九条第三項又は第百三十三条で読み替えて準用する第五十九条第四項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

**第百七十九条** 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を取得したとき。

二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき。

六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

七 所管に属する登録記念物の所在する土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第三十三条又は第六十一条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第四号に掲げる場合に係る通知には第六十二条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第六号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第百十五条第二項の規定を準用する。

4 第一項第五号及び第二項に規定する現状変更については、第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べるることができる。

**第百七十九条の二** 国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画がそれぞれ第六十七条の二第四項各号、第九十条の二第四項各号又は第百三十三条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

**第百七十九条の三** 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

**第百七十九条の四** 第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活用計画、第九十条の二第三項に規定する事項が記載された登録有形民俗文化財保存活用計画又は第百三十三条の二第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画について第百七十九条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条において同じ。）を得た場合において、当該登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百七十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

**第百七十九条の五** 文部科学大臣は、第百七十九条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

**第八十条** 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

**第八十一条** 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第六十条第三項から第五項まで、第六十三条第二項及び第六十七条第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 国の所有に属する登録記念物については、第三十三條で準用する第十三條から第十八條までの規定は、適用しない。

### 第三節 地方公共団体及び教育委員会 (地方公共団体の事務)

**第八十二条** 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

### (第八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案)

**第八十二条の二** 都道府県又は市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。）は、前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思量するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

### (地方債についての配慮)

**第八十三条** 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

### (文化財保存活用大綱)

**第八十三条の二** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

### (文化財保存活用地域計画の認定)

**第八十三条の三** 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

### (認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

**第八十三条の四** 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

### (認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案)

**第八十三条の五** 認定市町村の教育委員会は、第八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存

活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第九十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第九十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

#### （認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収）

**第八十三条の六** 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

#### （認定の取消し）

**第八十三条の七** 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

#### （市町村への助言等）

**第八十三条の八** 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

- 2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

#### （協議会）

**第八十三条の九** 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 当該市町村
  - 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
  - 三 第九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
  - 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### （都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

**第八十四条** 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第一百二十条、第一百二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項
  - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三十一条第二項
  - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
  - 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

**(認定市町村の教育委員会が処理する事務)**

**第百八十四条の二** 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。
- 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

**(出品された重要文化財等の管理)**

**第百八十五条** 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条（第八十五条で準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

- 2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

**(修理等の施行の委託)**

**第百八十六条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

**(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)**

**第百八十七条** 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 一 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理

- 二 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。）当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理

三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧

- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

**(書類等の経由)**

**第百八十八条** この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

**(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)**

**第百八十九条** 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

**(地方文化財保護審議会)**

**第百九十条** 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

**(文化財保護指導委員)**

**第百九十一条** 都道府県及び市町村の教育委員会（当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体）に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

**(事務の区分)**

**第百九十二条** 第一百十条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第九十条第三項及び第九十二条第四項において準用する第九十条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**第四節 文化財保存活用支援団体  
(文化財保存活用支援団体の指定)**

**第百九十二条の二** 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる

ものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### （支援団体の業務）

**第九十二条の三** 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

#### （監督等）

**第九十二条の四** 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### （情報の提供等）

**第九十二条の五** 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

#### （文化財保存活用地域計画の作成の提案等）

**第九十二条の六** 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

- 2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

### 第十三章 罰則

**第九十三条** 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

**第九十四条** 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

**第九十五条** 重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

**第九十六条** 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

**第九十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三条又は第二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わかつた者

- 二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わかつた者

**第九十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

- 二 第九十八条第三項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

- 三 第二十三条第二項（第八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

**第九十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

**第二百条** 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

**第二百一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなく、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わかつた者

- 二 正当な理由がなく、第二十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わかつた者

- 三 正当な理由がなく、第三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わかつた者

**第二百二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 二 第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者
- 三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用する場合を含む。））及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。））、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者
- 四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者
- 五 第五十三条の六（第八十五条の四（第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。））及び第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。））、第五十四条（第八十六条及び第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第三百三十三条の四において準用する場合を含む。））、第六十八条（第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。））、第七十六条の四（第八十九条の三において準用する場合を含む。））、第七十六条の十五（第九十条の十一において準用する場合を含む。））、第二百二十九条の五（第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。））、第三百十条（第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第三百十一条又は第四百十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者
- 七 正当な理由がなく、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

**第二百三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項において準用する場合を含む。））、第五十六条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。））又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。））の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者
- 二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。））、第八十条及び第一百九条第二項（第三百三十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項において準用する場合を含む。））、第八十条及び第二百二十条（第三百三十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。））、第三十三条（第八十条、第一百八条及び第二百二十条（これらの規定を第三百三十三条において準用する場合を含む。））並びに第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第三十四条（第八十条及び第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五（これらの規定を第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。））、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。））、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。））、第六十五条第一項（第九十条第三項において準用する場合を含む。））、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三（第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。））、第九十条の三、

第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項（第二百二十条、第三百三十三条及び第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。））、第二百二十七条第一項、第二百二十九条の四（第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。））、第三百三十三条の三、第三百三十六条又は第三百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条において準用する場合を含む。））、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。））並びに第八十条において準用する場合を含む。）又は第一百五十五条第四項（第三百三十三条において準用する場合を含む。））の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

## 附 則

### （施行期日）

**第一条** この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

### （関係法令の廃止）

**第二条** 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法（昭和四年法律第十七号）

重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）

史跡名勝天然記念物保存法（大正八年法律第四十四号）

国宝保存法施行令（昭和四年勅令第二百十号）

史跡名勝天然記念物保存法施行令（大正八年勅令第四百九十九号）

国宝保存会官制（昭和四年勅令第二百十一号）

重要美術品等調査審議会令（昭和二十四年政令第二百五十一号）

史跡名勝天然記念物調査会令（昭和二十四年政令第二百五十二号）

### （法令廃止に伴う経過規定）

**第三条** この法律施行前に行つた国宝保存法第一条の規定による国宝の指定（同法第十一条第一項の規定により解除された場合を除く。）は、第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定とみなし、同法第三条又は第四条の規定による許可は、第四十三条又は第四十四条の規定による許可とみなす。

**2** この法律施行前の国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に行つた国宝保存法第七条第一項の規定による命令及び同法第十五条前段の規定により交付した補助金については、同法第七条から第十条まで、第十五条後段及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第九条第二項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

**3** この法律施行前にした行為の処罰については、国宝保存法は、第六条及び第二十三条の規定を除くほか、なおその効力を有する。

**4** この法律施行の際現に国宝保存法第一条の規定による国宝を所有している者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後三箇月以内に委員会に届け出なければならない。

**5** 前項の規定による届出があつたときは、委員会は、当該所有者に第二十八条に規定する重要文化財の指定書を交付しなければならない。

**6** 第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

**7** この法律施行の際現に国宝保存法第一条の規定による国宝で国の所有に属するものを管理する各省各庁の長は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後三箇月以内に委員会に通知しなければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

**8** 前項の規定による通知があつたときは、委員会は、当該各省各庁の長に第二十八条に規定する重要文化財の指定書を交付するものとする。

**第四条** この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定されている物件については、同

法は当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同法の施行に関する事務は、文化庁長官が行うものとし、同法中「国宝」とあるのは、「文化財保護法ノ規定ニ依ル重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文化庁長官」と、「当該物件ヲ国宝保存法第一条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ又ハ前条」とあるのは、「前条」と読み替えるものとする。

- 文化審議会は、当分の間、文化庁長官の諮問に応じて重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定による認定の取消しに関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文化庁長官に建議する。
- 重要美術品等の保存に関する法律の施行に関しては、当分の間、第百八十八条の規定を準用する。

**第五条** この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第一条第一項の規定による指定（解除された場合を除く。）は、第百九条第一項の規定による指定、同法第一条第二項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第百十条第一項の規定による仮指定とみなし、同法第三条の規定による許可は、第百二十五条第一項の規定による許可とみなす。

- この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第四条第一項の規定による命令又は処分については、同法第四条及び史跡名勝天然記念物保存法施行令第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同令第四条中「文部大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。
- この法律施行前に行つた行為の処罰については、史跡名勝天然記念物保存法は、なおその効力を有する。

#### （従前の国立博物館）

**第六条** 法律（これに基づく命令を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、従前の国立博物館及びその職員（美術研究所及びこれに所属する職員を除く。）は、この法律に基づく国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基づく研究所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

- この法律に基づく東京国立文化財研究所は、従前の国立博物館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものについては、「美術研究所」の名称を用いることができる。

#### （国の無利子貸付け等）

**第七条** 国は、当分の間、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、第三十五条第一項の規定により国がその経費について補助することができる重要文化財の管理で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

- 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 国は、第一項の規定により重要文化財の所有者又は管理団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である重要文化財の管理について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 重要文化財の所有者又は管理団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
- 国が第一項の規定により無利子貸付金の貸付けを行う場合においては、第三十五条第二項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」と、同条第三項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」として、これらの規定を適用する。

#### 附 則 （昭和二六年一月二四日法律第三一八号） 抄

- この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条、第二十二條、第二十三條及び第百二十四條第二項の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正前の文化財保護法第三十四条の規定は、なおその効力を有する。

#### 附 則 （昭和二七年七月三一日法律第二七二号） 抄 （施行期日）

- この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

#### （東京国立博物館の分館の職員に関する経過規定）

- この法律施行の際現に東京国立博物館の分館の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、奈良国立博物館の職員となるものとする。

#### 附 則 （昭和二八年八月一〇日法律第一九四号） 抄

- この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則 （昭和二八年八月一五日法律第二一三号） 抄

- この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。
- この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

#### 附 則 （昭和二九年五月二九日法律第一三一号） 抄

- この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- この法律の施行前にした史跡名勝天然記念物の仮指定は、この法律による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第七十一条第二項の規定にかかわらず、新法第六十九条第一項の規定による指定があつた場合の外、この法律の施行の日から三年以内に同条同項の規定による指定がなかつたときは、その効力を失う。
- この法律の施行前六月以内にこの法律による改正前の文化財保護法第四十三条第一項若しくは第八十条第一項の規定によつてした現状変更等の許可若しくは不許可の処分又は同法第四十五条第一項若しくは第八十一条第一項の規定によつてした制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われたものに不服のある者は、この法律の施行の日から三十日以内に委員会に対して異議の申立をすることができる。この場合には、第八十五条の二第二項及び第三項並びに第八十五条の三から第八十五条の九までの規定を準用する。
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令（昭和二十八年政令第二百八十九号）は、廃止する。
- 旧史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令第一条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体及び同令附則第二項の規定により同令第一条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体とみなされたもので法人であるものは、新法第七十一条の二第一項又は第九十五条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の法人とみなす。
- 前項に規定する団体で法人でないものには、新法第七十一条の二、第九十五条又は第九十五条の三の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、新法第七十一条の二第一項、第九十五条第一項又は第九十五条の三第一項に規定する管理及び復旧を行わせることができる。この場合には、新法第七十一条の二第一項又は第九十五条第一項の規定による指定を受けた法人に関する規定を準用する。

#### 附 則 （昭和三十一年六月一二日法律第一四八号） 抄

- この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

**附 則（昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号）抄  
（施行期日）**

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

**附 則（昭和三三年四月二五日法律第八六号）抄**

- 1 この法律は、公布の日から施行し、特別職の職員の給与に関する法律第四条、第九条及び第十四条第一項の改正規定、文化財保護法第十三条の次に一条を加える改正規定、自治庁設置法第十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二項の規定を除くほか、昭和三三年四月一日から適用する。

**附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄  
（施行期日）**

- 1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百四十七号）の施行の日から施行する。

**（公課の先取特権の順位に関する経過措置）**

- 7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

**附 則（昭和三六年六月二日法律第一一一号）抄  
（施行期日）**

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

**（行政機関職員定員法の廃止）**

- 2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）は、廃止する。

**（常勤の職員に対する暫定措置）**

- 3 昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

**附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄**

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなったものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
- 8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

**附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄**

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
- 10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

**附 則（昭和三七年三月三一日法律第三六号）抄  
（施行期日）**

- 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

**（その他の法令の一部改正に伴う経過規定の原則）**

- 5 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和三十七年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附 則（昭和三三年六月一五日法律第九九号）抄  
（施行期日）**

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

**（経過規定）**

- 2 この法律の施行の際現に文部省文化局、文化財保護委員会事務局、文部省の附属機関（この法律の規定により文化庁の相当の附属機関となるものに限る。）又は文化財保護委員会の附属機関（文化財専門審議会を除く。）の職員である者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもつて文化庁の相当の職員となるものとする。
- 3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官がした処分又は手続とみなす。

- 4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣に対してされている申請、届出その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官に対してされた手続とみなす。
- 5 この法律の施行の際現に効力を有する文化財保護委員会規則は、文部省令としての効力を有するものとする。

**附 則（昭和四十六年五月三十一日法律第八八号）抄（施行期日）**

**第一条** この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

**附 則（昭和四十六年六月一日法律第九六号）抄（施行期日等）**

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和四十七年六月三日法律第五二号）抄（施行期日等）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置）**

**第十六条** この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

**附 則（昭和五〇年七月一日法律第四九号）抄（施行期日）**

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

**（遺跡発見の場合の停止命令等の特例）**

- 2 この法律の施行の日から起算して五年間は、この法律による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十七条の五の規定の適用については、同条第二項ただし書中「三箇月」とあるのは「六箇月」と、同条第五項ただし書中「六箇月」とあるのは「九箇月」とする。この場合において、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日前に執つた同条第二項に規定する措置については、同日以後も、なお、同日前の同条の例によるものとする。

**（経過措置）**

- 3 文部大臣は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第五十六条の三第一項の規定により指定されている重要無形文化財のうち、旧法第五十六条の三第二項の規定による保持者の認定に代えて新法第五十六条の三第二項の保持団体の認定を必要があると認められるものについては、この法律の施行後一年以内に、旧法第五十六条の三第二項の規定によつてしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新法第五十六条の三第二項の規定により保持団体の認定をしなければならない。この場合においては、新法第五十六条の三第三項及び第五十六条の四第三項の規定を準用する。
- 4 この法律の施行の際現に旧法第五十六条の十第一項の規定により指定されている重要民俗資料は、新法の規定の適用については、新法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧法第五十六条の十第二項において準用する旧法第二十八条第三項の規定により交付された重要民俗資料の指定書は、新法第五十六条の十第二項において準用する新法第二十八条第三項の規定により交付された重要有形民俗文化財の指定書とみなす。
- 5 この法律の施行前に旧法第五十七条の二第一項の規定によりした届出に係る発掘については、新法第五十七条の二及び第五

十七条の三の規定にかかわらず、旧法第五十七条の二の規定の例による。

- 6 この法律の施行前に新法第五十七条の三第一項に規定する事業計画を策定した同項に規定する国の機関等（当該事業計画の実施につき旧法第五十七条の二第一項の規定による届出をしたものを除く。）に対する新法第五十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。
- 7 この法律の施行前に旧法第八十四条第一項の規定によりした届出に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の五（旧法第八十七条に規定する各省各庁の長に該当しない新法第五十七条の三第一項に規定する国の機関等にあつては、新法第五十七条の六）の規定にかかわらず、旧法第八十四条の規定は、なお、その効力を有する。
- 8 この法律の施行前に旧法第八十七条に規定する各省各庁の長が旧法第九十条第一項第八号の規定によりした通知に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の六の規定にかかわらず、旧法第九十条第一項第八号の通知に係る旧法第九十条第三項の規定は、なお、その効力を有する。
- 9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
- 10 前七項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成五年十一月二日法律第八九号）抄（施行期日）**

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

**（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）**

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）**

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

**（政令への委任）**

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄（施行期日）**

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

**附 則（平成六年十一月一日法律第九七号）抄（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**（文化財保護法の一部改正に伴う経過措置）**

**第四条** 第四条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の文化財保護法第四十六条第一項（同法第五十六条の十四にお

いて準用する場合を含む。)の規定による売渡しの申出又は第四条の規定による改正前の文化財保護法第四十六条第一項ただし書(同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請については、第四条の規定による改正後の文化財保護法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### (罰則に関する経過措置)

**第二十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (政令への委任)

**第二十一条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成八年六月一二日法律第六六号)

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (重要文化財等の公開の届出に関する経過措置)

- 2 この法律の施行の際現に改正前の文化財保護法(以下「旧法」という。)第五十三条第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行っている改正後の文化財保護法(以下「新法」という。)第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であって当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行ったものとみなす。
- 3 この法律の施行前に旧法第五十三条第一項ただし書の規定による届出を行った文化庁長官以外の国の機関又は地方公共団体であって、新法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行ったものとみなす。
- 4 文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であって新法第五十六条の十五第一項ただし書に規定する公開事前届出免除施設において展覧会その他の催しを主催するもの又は公開事前届出免除施設の設置者であって当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催するもののうち、この法律の施行前に旧法第五十六条の十五第一項の規定による届出を行ったものは、新法第五十六条の十五第一項ただし書の規定による届出を行ったものとみなす。

##### (罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

##### (検討)

6 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘案し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

##### (施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に關

する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七条、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

##### (文化財保護法の一部改正に伴う経過措置)

**第五十八条** 施行日前に発見された文化財でこの法律の施行の際現にその所有者が判明しないものの所有権の帰属及び報償金については、第三百三十五条の規定による改正前の文化財保護法(以下この条及び次条において「旧文化財保護法」という。)第五十九条第一項に規定する文化財及び旧文化財保護法第六十一条第二項に規定する文化財のうち国の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものについては第三百三十五条の規定による改正後の文化財保護法(以下この条において「新文化財保護法」という。)第六十三条の規定を適用し、その他のものについては新文化財保護法第六十三条の二の規定を適用する。

**第五十九条** 旧文化財保護法第六十三条第一項の規定により国庫に帰属した文化財のうち、この法律の施行の際現に地方公共団体において保管しているもの(物品管理法第八条第三項又は第六項に規定する物品管理官又は分任物品管理官の管理に係るものを除く。)の所有権は、施行日において、当該文化財を保管している地方公共団体に帰属するものとする。ただし、施行日の前日までに、文部省令で定めるところにより、当該地方公共団体から別段の申出があった場合は、この限りでない。

##### (国等の事務)

**第百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

##### (処分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。))で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

##### (不服申立てに関する経過措置)

**第一百六十一条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。))があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不

服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### (手数料に関する経過措置)

**第六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

#### (罰則に関する経過措置)

**第六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (その他の経過措置の政令への委任)

**第六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### (検討)

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

#### (別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

#### 附 則（平成十一年一月二二日法律第一七八号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（平成十一年一月二二日法律第一七九号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（平成十二年五月一九日法律第七三号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（平成十四年二月八日法律第一号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成十四年七月三日法律第八二号）

この法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

#### 附 則（平成十六年五月二八日法律第六一号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成十六年六月九日法律第八四号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（平成十八年五月三十一日法律第四六号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略
- 三 第一条中都市計画法第五条の二第一項及び第二項、第六条、第八条第二項及び第三項、第十三条第三項、第十五条第一項並びに第十九条第三項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同法第二十一条、第二十二条第一項及び第八十七条の二の改正規定、第二条中建築基準法第六条第一項の改正規定、第三条、第六条、第七条中都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条第一項、第五条、第八条及び第十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

#### 附 則（平成十八年六月一五日法律第七三号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則（平成十九年三月三〇日法律第七号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

#### (文化財保護法の一部改正に伴う経過措置)

**第十一条** 前条の規定による改正後の文化財保護法第百四条第一項の規定の適用については、施行日前に研究所が埋蔵文化財（同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財をいう。）の調査のための土地の発掘により発見した同法第百二条第二項に規定する文化財は、機構が発見したものとみなす。

#### 附 則（平成二十三年五月二日法律第三七号）抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第二十三条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第二十四条** 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成二六年六月四日法律第五一号） 抄  
(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

**(処分、申請等に関する経過措置)**

**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第九条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄  
(施行期日)**

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

**(経過措置の原則)**

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

**(訴訟に関する経過措置)**

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対す

る行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

**(罰則に関する経過措置)**

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成三〇年六月八日法律第四二号） 抄  
(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（令和二年四月一七日法律第一八号） 抄  
(施行期日)**

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（令和二年六月一〇日法律第四一号） 抄  
(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日

**附 則（令和三年四月二三日法律第二二号） 抄  
(施行期日)**

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十七条第二項ただし書の改正規定、第百八十二条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄  
(施行期日)**

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日



長崎県文化財調査報告書 第218集  
特別名勝温泉岳保存活用計画

発行 : 長崎県  
発行日 : 令和6年3月31日  
編集 : 長崎県学芸文化課  
〒850-8570  
長崎市尾上町3-1  
TEL : 095-824-1111  
制作協力 : 扇精光コンサルタンツ株式会社

